

婦人労働調査資料 第33号

資料

女子保護の概況

— 昭和 33 年 —

労働省婦人少年局

は し が き

労働基準法は、産前産後の休暇、育児時間、生理休暇等女子労働者の母性を保護するため、特別の規定を設けてその保護を図っているが、そのような立法措置による母性保護制度は、ILO（国際労働機関）が設立当初から条約として採択するとするであり、広く諸外国の立法にもみられるところである。

婦人少年局では、このような内外における母性保護立法の動向にかんがみ、昭和27年及び28年には「産前産後休業調査」を実施し、昭和29年以降においては「女子保護実施状況調査」として労働基準法における母性保護規定を中心に、女子労働者保護の実情を調査してきたのであるが、昭和33年においては、事業場における女子労働者保護の状況に併せて、附帯調査として定年及び退職一時金制度における男女差の実情を調査し、その結果をとりまとめ、前回までの調査結果と比較しながら若干の説明を加えて、ここに「女子保護の概況（昭和33年）」として報告することになった。

近年、女子の労働市場への進出はめざましく、また、有夫の女子労働者も増加したことに伴い、母性保護についての関心が著るしく高まっているが、この報告書が、事業場における女子労働者保護のため、何らかの参考となれば幸である。最後に、この調査の実施に際して、協力を頂いた事業場各位に対し深く感謝する次第である。

なお、本報告書に第二編として報告した「労働基準法中女子に関連の深い規定の違反事例並びに事故事例」は、全国の婦人少年室からの報告をとりまとめたもので本報告書第一編の「女子保護実施状況調査」とは直接関係を持つものではなく、従来は別篇の小冊子により報告していたものである。

労働省婦人少年局

目 次

は し が き

第一編 女子保護実施状況調査

調査の概要	頁
一 調査目的	1
二 調査対象及び調査方法	1
三 調査期間	1
四 調査項目	1
調査結果の概要	2
一 女子労働者数の推移	2
二 女子保護実施状況	8
(1) 産前休業	8
(2) 産後休業	4
(3) 生・死産別件数	4
(4) 妊娠又は分娩による退職状況	6
(5) 産前における移動業務転換状況	6
(6) 育児時間	6
(7) 生理休暇	6
三 女子の定年及び退職一時金制度	8
(1) 定年制度	8
(2) 退職一時金制度	11

第二編 労働基準法中女子に関与の深い規定の違反事例並びに送致事例

(1) 違反事例	14
(2) 送致事例	15

本文中統計表

第1表	産業別、女子労働者の占める割合	2
第2表	産業別、女子労働者の中に占める有夫者の割合	2
第3表	産業別、女子労働者の退職率	3
第4表	規模別、妊娠又は分娩による退職者数	5
第5表	年別、退職時期別、妊娠又は分娩による退職者数	5
第6表	規模別、退職時期別、妊娠又は分娩による退職者数	5
第7表	規模別、軽易業務転換者数	5
第8表	規模別、育児時間請求者数	6
第9表	規模別、生理休暇請求実人員数	6
第10表	規模別、定年制度の有無別、事業場数	8
第11表	規模別、定年制度の内容別、事業場数	9
第12表	規模別、定年別、事業場数（一律定年別）	9
第13表	規模別、退職一時金制度の有無別、事業場数	11
第14表	規模別、退職一時金制度の内容別、事業場数	11
第15表	規模別、勤続年数別、退職理由別、退職一時金支給率	12

本文中統計図

第1図	規模別、女子労働者の占める割合	2
第2図	規模別、女子労働者の中に占める有夫者の割合	3
第3図	規模別、有夫者の増加の割合	3
第4図	規模別、産前休暇日数	4
第5図	規模別、産後休暇日数	4
第6図	退職理由別、退職一時金支給率（総数）	12

統計表

第1表	調査事業場数	21
第2表	調査事業場の労働者数	22
第3表	女子労働者数及び有夫者数	24
第4表	労働者数の推移	26

第5表	産前休暇者数及び休暇日数	28
第6表	産後休暇者数及び休暇日数	30
第7表	生・死産別件数	32
第8表	妊娠又は分娩による退職状況	34
第9表	産前における軽易業務転換状況	36
第10表	育児時間請求状況	38
第11表	生理休暇請求状況	40
第12表	定年制度の有無	42
第13表	定年制度の内容	44
第14表	退職一時金制度の有無	46
第15表	退職一時金制度の内容	48
附 録	調 査 票	50
	配 入 心 得	54

第一編 女子保護実施状況調査

調査の概要

一 調査目的

労働基準法（昭和22年法律第49号）に定められている産前産後の休暇、育児時間、生理休暇等の女性保護規定の実施状況並びに労働協約、就業規則等における女子労働者の定年及び退職一時金制度の実情を把握して、女子労働者保護の参考に資することを目的とする。

二 調査対象及び調査方法

調査対象事業場は、下記調査項目1～7については、農業、林業、漁業及び公務を除く全産業の、常時30人以上の労働者を使用する労働基準法適用事業場（社）、調査項目8及び9については、更にこれより皆公務事業場を除いた事業場とし、規模別に、次の割合で任意に抽出して7,348の事業場に対し、調査票（附録調査票参照）を送付し、必要事項を記入のうえ提出方を依頼した。

30人～99人	$\frac{1}{12}$
100人～499人	$\frac{1}{6}$
500人 以上	$\frac{1}{2}$

回収された調査票のうち、記入不備の調査票を除いて、調査項目1～7については4,382の事業場が、調査項目8及び9については、3,780の事業場がそれぞれ集計の対象となった。なお、調査結果の数値は、30人以上の労働者を使用する全事業場に対応するものとして推計したものである。

注 産業分類は、昭和32年5月改正の「日本標準産業分類」によった。

三 調査期間

昭和33年1月1日から同年12月31日までの一ケ年間である。

四 調査項目

主な調査項目は次のとおりである。

- | | |
|-------------------|------------|
| 1. 労働者数 | 6. 育児時間 |
| 2. 産前産後休暇 | 7. 生理休暇 |
| 3. 生、死別件数 | 8. 定年制度 |
| 4. 妊娠又は分娩による退職者数 | 9. 退職一時金制度 |
| 5. 産前における軽易業務への転換 | |

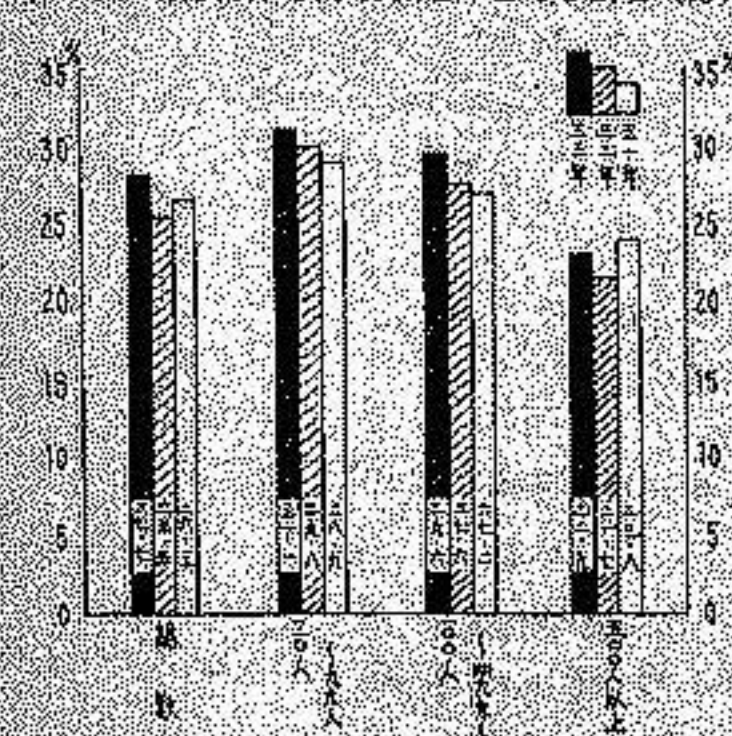
調査結果の概要

女子労働者数の推移

昭和33年12月31日現在で、調査対象事業場の労働者の中に占める女子労働者の割合は27.7%で、30年の25.4%、31年の26.3%、32年の25.5%のいずれよりも多く、これを産業別にみると、その順位は前二回の調査結果とはほぼ同じで、サービス業、卸売業、小売業、金融及び保険業等の第三次産業の分野で女子労働者の割合が高い(第1表)。規模別では、30人~99人が31.1%、100人~499人が20.6%、500人以上が22.9%と、大規模事業場ほど女子労働者の割合が低くなっており(第1図)、500人未満では女子労働者のしめる割合が年々増加している。

次に、女子労働者の中に占める有夫者の割合をみると、29年14.2%、30年15.0%、31年16.2%、32年17.4%とここ数年間、毎年増加の傾向を示していたが、33年では前年とはほぼ同じ17.2%と横ばいの傾向を示しはじめたことは注目し値しよう。産業別では、鉱業、電気、ガス、水道業、建設業、運輸通信業等女子労働者の割合の低い産業で有夫者の割合が高く(第2表)、また、規模別では、30人~99人が21.7%、100人~499人が17.2%、500人以上

第1図 規模別、女子労働者の占める割合(%)



第1表 産業別、女子労働者の占める割合(%)

産業別	昭和33年	昭和32年	昭和31年
総 数	27.7	25.5	26.3
サービス業	53.2	44.8	47.1
金融及び保険業	36.2	36.6	35.1
卸売業、小売業	35.9	37.2	36.6
製造業	31.2	30.9	33.1
不動産業	24.4	21.0	33.0
運輸通信業	14.6		
電気、ガス、水道業	9.2	12.6	12.7
建設業	11.1	10.1	9.4
鉱 業	6.5	8.3	7.9

(各年とも12月31日現在の労働者総数=100)

第2表 産業別、女子労働者の中に占める有夫者の割合(%)

産業別	昭和33年	昭和32年	昭和31年	昭和30年
総 数	17.2	17.4	16.2	15.0
鉱 業	35.1	32.5	38.0	31.3
建設業	26.6	28.4	31.7	21.5
運輸通信業	23.1			
電気、ガス、水道業	32.7	26.1	22.9	20.6
サービス業	22.0	22.5	21.1	19.9
金融及び保険業	21.2	21.3	18.1	15.0
製造業	15.4	15.5	13.7	13.5
卸売、小売業	10.6	9.2	9.6	8.1

(各年とも12月31日現在)

上では12.5%と、大規模事業場ほどその割合が低くなっている(第2図)など、従来の調査結果と同様である。

調査対象事業場における昭和33年1ヶ年間の労働者数の推移をみると、男子労働者は1.1%の増加、女子労働者は0.4%の増加で、その増加率は僅かであるが、有夫者は7.7%とかなりの増加率になっている(第3図)。

女子労働者の増減の割合を規模別にみると、30人~99人では4.6%、100人~499人では0.5%とそれぞれ増加しているが、500人以上では3.9%の減少となっており、産業別では、鉱業、製造業、電気、ガス、水道業で若干の減少を示していることが注目される。

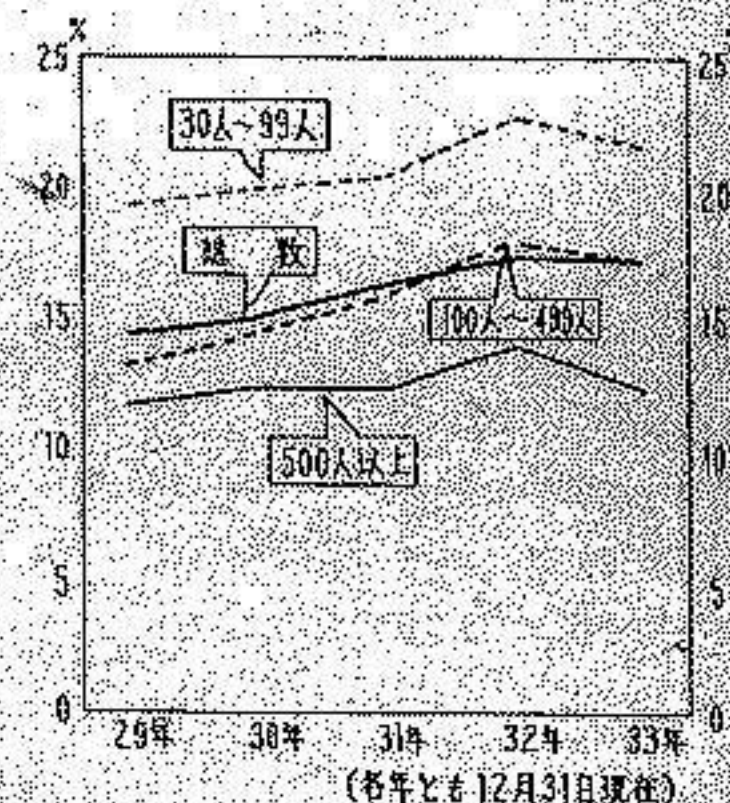
最後に、昭和33年1ヶ年間に退職した女子労働者の全女子労働者(昭和33年1月1日現在)に対する割合をみると、全体では21.8%で前年の20.8%を若干上回っている。これを規模別にみると、30人~99人が25.1%(前年は25.4%)、100人~499人が22.2%(21.1%)、500人以上が18.3%(17.7%)となっており、

第3表 産業別、女子労働者の退職率(%)

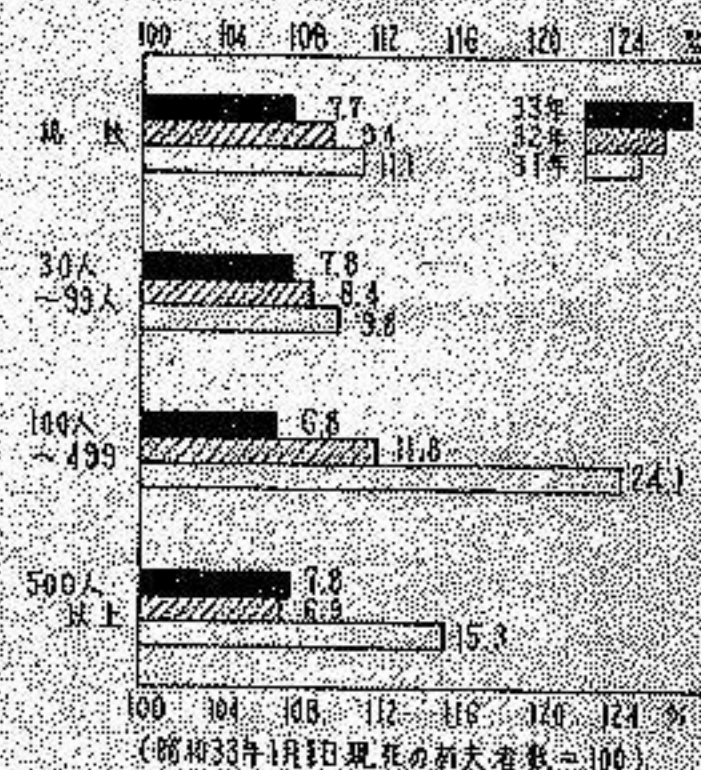
産業別	昭和33年	昭和32年
総 数	21.8	20.8
建設業	30.1	26.9
製造業	25.4	28.9
不動産業	23.7	17.4
卸売業、小売業	20.3	21.2
鉱 業	18.7	18.2
金融及び保険業	17.1	11.8
サービス業	14.8	15.4
運輸通信業	12.6	
電気、ガス、水道業	9.2	9.0

退職率 = $\frac{\text{昭和33年中の退職者数}}{\text{昭和33年1月1日現在労働者数}} \times 100$

第2図 規模別、女子労働者の中に占める有夫者の割合(%)



第3図 規模別、有夫者数の増加の割合



大規模事業場ほど退職率は低い。産業別では、建設業、製造業、不動産業、卸売業、小売業等が退職率の高い産業となっている(第3表)。

二 女子保護実施状況

(1) 産前休暇

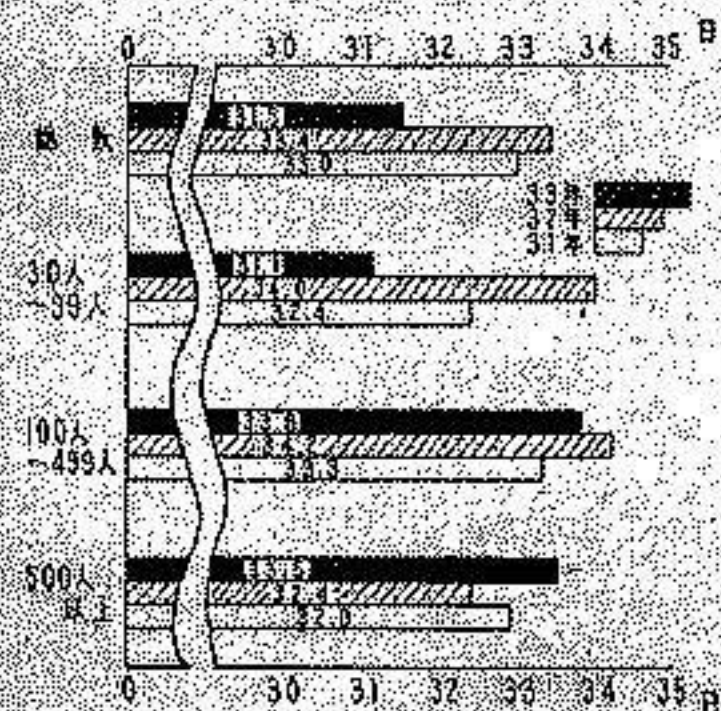
昭和33年1ヶ年間に於ける産前休暇者の女子労働者(昭和33年1月1日現在)の中に占める割合は2.0%、有夫者に対しては12.5%(32年は13.6%、31年は14.1%)であった。

有夫者の中に占める産前休暇者の割合を規模別にみると、30人～99人が9.5%（32年は10.1%）、100人～499人が13.2%（13.1%）、500人以上が17.1%（17.3%）と、大規模事業場ほどその割合は高くなっている。

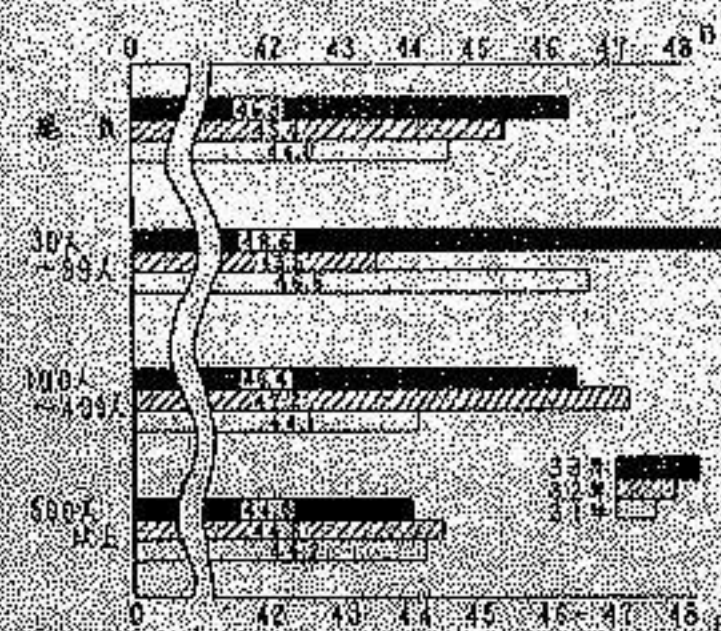
産前休暇者を休暇日数6週間以内の者と6週間をこえる者とにわけると、前者が72.6%、後者が20.8%で、規模別では、30人～99人が69.8%と19.9%、100人～499人が71.7%と21.2%、500人以上が76.7%と19.7%となっており、前二回の調査結果とほぼ同じく、事業場の規模による顕著な差はみられないが、大規模事業場の方に休暇日数6週間以内の者が若干多い。

1人平均産前休暇日数は33.0日（初産者33.9日、経産者30.0日）で、規模別にみると、30人～99人が31.1日、100人～499人が33.8日、500人以上が33.5日と、事業場の規模による差は少く（第4図）、産業別でも、卸売業及び小売業の40.7日、サービス業の29.4日をそれぞれ最高及び最低として、各産業とも平均日数に近い日数になっている。

第4図 規模別、産前休暇日数



第5図 規模別、産後休暇日数



(2) 産後休暇

産後休暇者を休暇日数別にみると、5週間～6週間の者55.1%、6週間をこえる者35.0%で、6週間をこえる者の割合は、30年の25.1%、31年の29.0%、32年の30.0%と逐年多くなっている点が注目される。規模別では、30人～99人では5週間～6週間の者45.8%、6週間をこえる者39.5%、100人～499人では52.8%と37.9%、500人以上では68.3%と25.3%と、大規模事業場ほど休暇日数6週間をこえる者の割合が少くなっている。

1人平均産後休暇日数は46.3日（初産者46.5日、経産者45.4日）で、31年の44.6日、32年の45.4日を若干上廻り、この調査を開始して以来、最高の数値を示している（第5図）。これを規模別にみると、30人～99人が48.6日、100人～499人が46.4日、500人以上が44.0日、産業別では、建設業の49.3日が最高、金融及び保険業の39.7日が最低で、規模別、産業別による休暇日数には顕著な差はみられない。

(3) 生・死産別件数

出産の中に占める死産の割合は、6.9%（初産者6.7%、経産者7.7%）で、規模別では、30人～99人が8.1%、100人～499人が7.1%、500人以上が

5.5%と小規模事業場ほど死産率が高く、産業別では、卸売業、小売業の7.7%、運輸通信業の7.5%、製造業の7.3%等が死産率が高く、鉱業の4.4%が最低となっている。

なお、厚生省の全園調査によると、昭和33年中における出産（1,834,941件）に対する死産（185,098件）の割合は、32年と同じく10.1%である。

(4) 妊娠又は分娩による退職状況

昭和33年1ヶ年間に於ける妊娠又は分娩による退職者は、妊産婦の41.1%（初産者46.2%、経産者21.6%）で、前二回の調査結果よりは多くなっている。

これを産業別にみると、前二回の調査結果と同じく、卸売業、小売業の66.2%、建設業の60.6%、製造業の46.7%等で退職者の割合が高く、規模別でも、これまでと同様、小規模事業場ほど退職者の割合が高い（第4表）。

次に、妊産婦の退職者を退職時期別にみると、産後休暇後の退職者が48.9%で約半分を占め、産前休暇前の退職者が40.3%、産前産後休暇中の退職者が10.8%となっており、産前休暇前の退職者が増加の傾向を示している（第5表）。更に、これを規模別にみると、30人～99人では、産後休暇後退職者の割合が産前休暇前退職者のそれより少く、これに対し、100人～499人、500人以上では逆になっている（第6表）。

(5) 産前における軽易業務転換状況

妊婦のうち軽易業務に転換した者の割合は9.5%で、31年の10.6%、32年の11.9%より低く、規模別では、大規模事業場ほど転換者の割合が低くなっている（第7表）。産業別では、建設業の11.3%、製造業の11.0%等で転換者の割合が高く、金融及び保険業が0.4%で最低となっている。

第4表 規模別、妊娠又は分娩による退職者数(%)

規模別	年 別	昭和33年	昭和32年	昭和31年
総 数	%	41.1	38.3	34.0
30人～99人	%	45.6	44.1	41.6
100人～499人	%	39.5	38.5	34.6
500人以上	%	39.1	34.6	28.4

(妊産婦数=100)

第5表 年別、退職時期別、妊娠又は分娩による退職者数(%)

時期別	年 別	昭和33年	昭和32年	昭和31年
総 数	%	100.0	100.0	100.0
産前休暇前の退職者	%	40.3	36.5	35.4
産前産後休暇中の退職者	%	10.8	10.6	11.7
産後休暇後の退職者	%	48.9	53.0	52.9

(妊産婦数=100)

第6表 規模別、退職時期別妊娠又は分娩による退職者数(%)

規模別	時期別	産前休暇前	産前産後休暇中	産後休暇後
総 数	%	40.3	10.8	48.9
30人～99人	%	46.4	11.6	41.9
100人～499人	%	36.4	9.7	53.9
500人以上	%	39.5	11.3	49.2

(妊産婦数=100)

第7表 規模別、軽易業務転換者数(%)

規模別	年 別	昭和33年	昭和32年	昭和31年
総 数	%	9.5	11.9	10.6
30人～99人	%	12.8	12.4	9.9
100人～499人	%	8.9	14.9	18.1
500人以上	%	6.8	8.4	6.3

(妊産婦数=100)

次に、軽易業務転換者を転換時期により、産前6週間より前の転換者と産前6週間以後の転換者とに分けると、32年とほぼ同じく、前者が78.3%、後者が21.7%となっており、これを規模別にみると、産前6週間より前の

転換者は、30人～99人が32年の62.9%から80.6%へ、100人～499人が77.9%から82.0%へとそれぞれ増加しているのに対し、500人以上では、90.3%から66.5%へと著しい減少を示している。

なお、軽易業務転換者の業務転換の内容は別表のとおりで、交替制勤務から日勤への転換(電話交換手)、病棟勤務から眼科勤務への転換(看護婦)、カナタイプから事務補助への転換(事務員)、手選鉱からテーブル選鉱への転換(選鉱工)、エレベーター運転から販売係への転換等にみられるとおり、業務量そのものの軽減、単純業務への配置転換、立作業から座作業への配置転換等により、軽易業務への転換措置を講じている。

(6) 育児時間

第8表 規模別、育児時間請求者数(%)

規模別	年 別		
	昭和33年	昭和32年	昭和31年
総 数	38.9	44.3	44.7
30人～99人	39.4	50.0	40.3
100人～499人	39.0	42.2	44.7
500人以上	38.2	43.2	47.2

(産婦数=100)

産婦のうち育児時間を請求した者の割合は、38.9%で、31年の44.7%、32年の44.3%より若干低く、規模別による差は極めて少ない(第8表)。

育児時間請求者に与えられた時間は、1日2回各30分の者66.7%、1日2回各30分をこえる者33.3%で、1日2回各30分をこえる者の割合は、31年の23.7%、32年の27.5%につづいて増加の傾向を示し、これまでの調査結果の最高の数値になっている。

(7) 生理休暇

第9表 規模別、生理休暇請求実人員数(%)

規模別	年 別	
	昭和33年	昭和32年
総 数	18.8	20.0
30人～99人	10.1	13.4
100人～499人	19.6	18.2
500人以上	27.8	26.4

(女子労働者数=100)

調査対象事業場の女子労働者のうち昭和33年中に少なくとも一回以上を生理休暇を請求した者は18.8%で、32年の20.0%より若干少く、規模別では、30人～99人で約3%減となっているほかは、特に著しい差は認められない(第9表)。

産業別では、運輸通信業の42.8%、電気、ガス、水道業の36.6%等で請求率が高く、製造業は18.9%とほぼ平均値であるが、たばこ製造業は32年の69.0%につづいて33年も69.9%と全産業の首位に位置している。請求率の低い産業としては、サービス業の3.6%、建設業の4.7%、金融及び保険業の8.9%があげられる。

請求1回当たりの平均休暇日数は、1.5日、生理休暇請求女子1人当たりの年間平均請求回数は、5.1回で、これは32年の調査結果とほぼ同じである。

生理休暇の1年間の総日数を女子労働者1人当たりになると1.4日で、規模別にみると、30人～99人0.8日、100人～499人1.5日、500人以上1.9日と生理休暇請求者の割合の高い大規模事業場ほどその日数も多くなっている。

なお、調査対象事業場のうち女子労働者1人以上が生理休暇をとった事業場は86.5%で、前二回の調査結果より高い割合になっている。

別 表

軽 易 業 務 転 換 の 内 容

転換の内容		転換の内容	
産業分類	転換前の業務………転換後の業務	産業分類	転換前の業務………転換後の業務
D 鉱 業	交替制電話交換………日勤電話交換 手選鉱(立作業)………(テーブル選鉱) 現場作業………雑 役	F24 パルプ、紙、紙加工品製造業	選 別………包装、事務補助 仕 上………包 装
F 電 気 業	主砂入れ作業………炊 事 手 伝 現場作業………雑 役	F26 化学工業	発 送 事 務………スタンプ押し 再 検 工………試 験 工 精 練 操 縦………雑 役 中 味 結………検 査 火 工 職………雑 役
F18 食品品製造業	製品事務及び労務………受 付 店 員………菓子部軽作業 しょう油製造作業………雑 役 ソーセイジ結束作業………ジ ール 貼 り コンビーフ肉詰………ラ べ ル 貼 り ラベル貼り(立作業)………ボール蘭折(座作業)	F28 ゴム製品製造業	流 れ 作 業………独 立 作 業 タ イ ヤ 張 り………仕 上 靴 底 庄 着………マ ー ク 切 り ス キ ン 剥 取 り………ス キ ン 点 検 型 場………加 工
F20 繊維工業 (衣服、その他の繊維製品を除く)	カナタイプ………事務補助 現場作業………事 務 織 布 工………準 備 工 合 持 工………整 理 係 燃 糸 工………両 張 り 施 出 工………包 装 工 保 全 工………機 械 工 機 織 り………糸 繰 り ホース織機付………印刷刷り込み 布扱及び運搬………見 本 作 製	F30 窯業、土石製品製造業	製品運搬………検 査 縮 加 工………製品仕上 プレス成型………正 成 品 仕 上 成型、計量工………製品預別 選 鉱………給 仕 仕 上 補 助………包 装 工 瓦 製 造………型 削 造 り
F21 衣服、その他の繊維製品製造業	ミ ン ソ ン 工………準 備 工 裁 縫 工………検 査 工	F31 鉄 鋼 業	鉱石ベルト運搬………雑 役 石炭材木積卸……… 金 網 織………コ ー ル 巻
F22 木材、木製品製造業(家具を除く)	す だ れ 織………給 付 仕 組 工………雑 役 小 丸 鋸 切………選 別 横 切 鋸………給 仕	F33 金属製品製造業	印 刷………コ ー ル 検 別 正 冠 仕 上………コ ー ル 検 別 チレタイプオペ………交 番 受 付 一 次
F23 家具、設備品製造業	整 装 研 磨………下 造	F34 機械製造業 (電気機械器具を除く)	組 立………検 査 後 置………事 務 可 磨 工………組 立 機 械 工………包 装 工

(觀遊事業場數=100)

例2) 鉱業

坑内夫 55才 坑外夫 57才 職員 55才

例3) 食料品製造業

職員 { 男子 55才
女子 50才 } 労務者 { 男子 60才
女子 55才 }

例4) 食料品製造業

職員 { 男子 55才
女子 40才 } 工員 { 男子 50才
女子 40才 }

例5) 繊維工業

舍母、看護婦 50才 その他 { 男子 50才
女子 35才 }

例6) 窯業、土石製品製造業

工場職員60才 石工、伸工、職人なし

例7) 卸売業、小売業

昇降機運転員 24才 一般作業員 55才 倉庫作業、清掃、炊事補助員 50才

例8) 運輸通信業

男子現業員 50才 その他 { 男子 55才
女子 30才 }

例9) 運輸通信業

事務員 { 男子 55才
女子 30才 } 運転士、修理工 50才 車掌 { 高校卒 25才
中学卒 23才 }

例10) サービス業

教員、医師 なし 一般男子事務員 60才 看護婦およびその他 55才

階層別定年制をとっている事業場は48で、部長、課長、参事等の役付職員とそれより下の職員とにより区分しているものが29、社員と準社員等大まかに区分しているものが19、男女別定年制を併用しているものは10となっている。

なお、参考までに、階層別定年制の主要な例を列記すると、次のとおりである。

例1) 建設業

参事以上 60才 社員その他55才

例2) 繊維工業

社員 { 男子 55才
女子 48才 } 雇員 { 男子 52才
女子 38才 }

例3) 機械製造業

参事、技師 65才 参事、技手 60才 その他一般 { 男子 65才
女子 47才 }

例4) サービス業

院長、副院長 70才 雇員以下の者 60才 その他の職員 65才

最後に、結婚退職等の制度を有する事業場は定年制度のある事業場の0.5%強、調査事業場全体に対しては0.4%弱で、例外的な存在であるにすぎない。その内訳をみると「結婚した時をもって定年とするもの」が8事業場、「結婚退職を条件として採用するもの」が5事業場、「出産をもって定年とするもの」が1事業場あり、このほか、就業規則には一律定年制を規定しながら、内規で昭和32年度以降入社の方については、「女子は30才に達したとき又は結婚したときはその翌日をもって退職する」と定めているものが3事業場あった。

(2) 退職一時金制度

調査対象事業場のうち退職一時金制度のある事業場は全体の73.7%で、これを労使間の協定によるものとそうでないものとにわけると、前者が31.4%、後者が68.6%となっており、定年制度に比べると、労使間の協定によるものの割合が少い。規模別では、30人～99人が67.4%、100人～499人が85.9%

第13表 規模別、退職一時金制度の有無別事業場数(%)

区分 規模	有	規定方法				不明
		小計	労使協定による	労使協定によらない	無	
総数	73.7	100.0	31.4	68.6	24.4	0.9
30人～99人	67.4	100.0	22.2	77.8	31.0	0.8
100人～499人	85.9	100.0	45.1	54.9	11.5	0.4
500人以上	96.6	100.0	55.0	45.0	1.8	2.0

(調査事業場数=100)

第14表 規模別、退職一時金制度の内訳別事業場数(%)

区分 規模	結婚退職		結婚退職増		出産退職		男女別で異なる	その他	不明
	なし	あり	なし	あり	なし	あり			
総数	76.7	22.4	4.2	0.6	4.4	0.6	0.6	0.6	0.6
30人～99人	81.4	17.3	3.4	0.6	4.5	0.8	0.6	0.6	0.6
100人～499人	72.1	27.8	4.7	0.8	4.1	0.4	0.6	0.6	0.6
500人以上	59.7	49.3	10.2	2.9	5.4	2.0	0.6	0.6	0.6

(退職一時金制度のある事業場数=100)

時点についてとってみると、女子の結婚による退職の場合の退職一時金の支給率は、自己都合による退職の場合のそれと比較して、どの規模においても、また、どの時点においても、より高い率になっている(第15表)。これを分かり易くするため、図式化してみると第6図のようになる。その図の垂線の

500人以上が96.6%で、大規模事業場ほど退職一時金の支給が制度化されている。また、その制定形式でも、大規模事業場ほど労使間の協定によるものが多い(第13表)。退職一時金制度の多い産業としては、電気、ガス、水道業の98.0%、金融及び保険業の92.7%などがあげられる。

次に、退職一時金制度のある事業場について、その内容を分類してみると、女子の結婚による退職について退職一時金の支給に特に異なる取扱いをしないものが76.7%、何らかの点で男子と女子とにより異なる取扱いをするもの31.6%、不明0.6%となっている(第14表)。なお、退職年金制度を併用している事業場が60みられた。

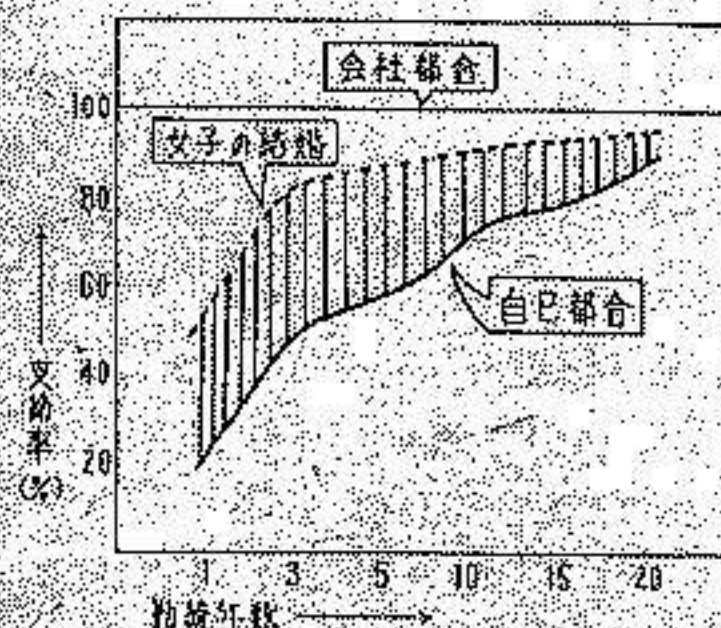
次に、退職理由を、会社都合、自己都合、女子の結婚の三つにわけ、会社都合による退職金の支給率=100とした場合における自己都合、女子の結婚の支給率の指数を、勤続年数1年、3年、5年、10年、15年及び20年の6

第15表 規模別、勤続年数別、退職理由別退職一時金支給率

勤続年数	区分	総数		30人～99人		100人～499人		500人以上	
		自己都合結婚	女子の自己都合結婚	自己都合結婚	女子の自己都合結婚	自己都合結婚	女子の自己都合結婚	自己都合結婚	女子の自己都合結婚
1年		19.9%	54.4%	28.7%	64.7%	20.9%	51.3%	13.6%	51.8%
3年		44.0%	81.6%	53.2%	90.0%	49.4%	82.4%	45.9%	76.4%
5年		58.2%	87.3%	59.8%	91.8%	59.2%	87.9%	56.1%	84.0%
10年		72.4%	91.3%	71.2%	95.4%	73.0%	92.0%	72.3%	87.5%
15年		79.2%	93.0%	77.8%	95.9%	79.4%	95.0%	82.0%	89.2%
20年		87.6%	94.5%	85.9%	97.0%	87.9%	96.6%	88.2%	90.9%

(会社都合による退職金の支給率=100)

第6図 退職理由別、退職一時金支給率(総数)



例1) 繊維工業

勤続年数	3年	5年	7年	10年
男子	なし	41%	47%	52%
女子	40%	58%	69%	79%

註 数値は会社都合による退職金の支給率を100とした場合の%である。以下同じ。

例2) 繊維工業

勤続年数	3年	5年	7年	10年	15年	20年	25年
男子	20%	30%	40%	50%	60%	70%	100%
女子	60%	90%	100%	100%	100%	100%	100%

例3) 金属製品製造業

部分は、女子の結婚退職と自己都合退職との退職一時金支給率の差を示すもので、その差は、1年から5年くらいまでは大きく、5年をすぎるあたりから、急速に縮まっている。

女子が妊娠又は出産を理由に退職する場合、退職一時金の支給に一般と異なる取扱いを定めている(第14表の「妊娠出産退職増額あり」参照)ものは161事業場で、このうち108事業場が結婚退職に準ずる取扱いをしている。また、支給率は自己都合と同様であるが、普通退職一時金のほかに一定額(勤続年数により異なる場合があり、額は500円～12,000円)を支給するものが9事業場あり、そのほかの場合も、自己都合による退職に比べ、多少の増額を規定している。

次に、勤続年数、学歴等の条件が同一であっても男女の別により退職一時金の支給率が異なると回答したものは29事業場で、下記の例に示した如く、そのすべてが、勤続年数の短い期間については、女子の支給率が極めて高く規定されている。

勤続年数	3年	5年	10年	15年	20年
男子	20%	30%	50%	60%	70%
女子	50%	70%	100%	100%	100%

例4) 金融及び保険業

勤続年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年
男子	40%	50%	70%	85%	95%	100%
女子	50%	100%	100%	100%	100%	100%

最後に、女子の結婚による退職に対し、自己都合として取扱うが、そのほかに一定額の祝金を支給する等、退職一時金の支給に何らかの特別の取扱いをする事業場は、全体で136事業場で、その大部分は、勤続年数別に一定額又は一定の割合で支給すると規定されているが、電気洗濯機等物品を贈ると回答してきた事業場も若干みられた。以下にその事例を掲げる。

例1) 鉱業

退職一時金のほかに、次のとおり支給する。

- (a) 特別手当(平均賃金の30日分)+記念品代(2,000円)
- (b) 年次有給休暇残日数相当分の金額

例2) 繊維工業

勤続年数別に、次のとおり祝金を支給する。

勤続年数	1年	2年	3年	4年
	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円
5年以上	10,000円			

例3) 家具、装飾品製造業

勤続年数別に、次のとおり祝金を支給する。

勤続年数	1年未満	1年～4年	5年～9年	10年以上
	1,000円	2,000円	3,000円	重役会で決定した金額

例4) ゴム製品製造業

勤続年数に応じ、結婚祝金の支給率をかえて、次の式により支給額を算出する。

$$\text{基本給} \times \text{支給率} \times \text{月数} + 5,000\text{円}$$

例5) 鉄鋼業

退職後二ヶ月以内に結婚する女子には、次の祝金を支給する。ただし、再婚者には一回目に限り支給する。

勤続年数	1年未満	1年～2年	3年～4年	5年以上
	3,000円(再婚者1,000円)	5,000円(+2,000円)	7,000円(+3,000円)	10,000円(+4,000円)

例6) 輸送用機械器具製造業

結婚祝金として一律に300円を支給するほか、勤続年数に応じ、次のとおり支度金を支給する。

勤続年数	1年	2年	3年	4年	5年以上
	250円	500円	750円	1,000円	1,250円

第二編 労働基準法中女子に関連の深い

規定の違反事例並びに送致事例

この調査は、昭和33年中に労働基準監督機関が事業場の定期又は申告の監督をした結果、労働基準法（以下「法」という。）中女子に関連の深い規定の違反があつたもの、並びに法違反により司法事件として検察庁に送致されたものについて、全国の婦人少年室から、その事件の内容の報告を求めたものである。

なお、この調査において、女子に関連の深い規定の違反事件とは、労働基準監督機関の監督の結果、法第4条及び法第65条から第67号までの規定に違反するもので、労働基準監督機関が請書等の措置により行政処分をしたもの、送致事件とは、法第4条及び法第61条から第68条までの規定に違反し、事案照会として、労働基準監督機関から事件を検察庁に送致されたもの（ただし、年少者のみが被害労働者であるものを除く。）をいう。

(4) 違反事例

(1) 法第4条の違反事例

(イ) K産業 (株)佐賀 労働者数 男子39人 女子12人

日直手当の支給について女子は一般に男子に比べて日直勤務中に生ずる諸般の事柄についての処理能力が劣るとして、手当の額を一勤務につき男子350円、女子150円と定め支給していた。

(措置) 女子の手当額を350円に引き上げる等の方法により差別的取扱いをやめるよう嚴重戒告したところ、9月分以降は女子についても男子と同様350円を支給するようにし、完全に是正された。

(ロ) K商店 鹿児島 労働者数 男子5人 女子10人

Y調節製造職工組合と事業主とは、調節製造協約協定賃金として次のようにとり決めていた。この業界では、製造時期、工程等から時間外労働等の違反が多く、また、慣行的に男女の賃金格差がみられるが、他の地方では能力に基づいて賃金格差を設けているのに反し、本事例では単に性別を理由として差別し、それを協約に明示している点が注目される。

調節製造協約協定賃金（関係分のみ）

2. 総生切工賃及び生利工賃

男工	1時間34円～34円～32円
削女工	1時間29円
生切雑役女工	1時間27円～25円～23円
授託所卒業生	

	卒業後 6ヶ月	卒業後 1年	卒業後 2年	卒業後 3年
男子	20円	22円	24円	28円
女子	18円	20円	22円	24円

4. 雑魚及び貝類製造工賃

男工	1時間 28円～26円～24円
女工	1時間 25円～23円～21円

(措置) 性別のみを理由とする賃金についての差別的取扱いは違法であることを指摘し、是正せしめた。

(ii) 法第65条の違反事例

F病院 広島 労働者数 男子13人 女子39人

出社後6週間を経過せず、医師の証明もないにも拘らず、本人の申出があつたとして看護婦Aを産後40日目より就業せしめ、法第65条の規定に違反したものである。

(措置) 本件は、事業主より強制的に出動させたものではないので、法令を充分説明し、今後違反することのないよう指示した。

(2) 送致事例

(1) 法第61条違反による送致事例

(イ) N乳業(株) 北海道 労働者数 男子41人 女子54人

被疑者AはN乳業(株)の専務取締役、同Bは常務取締役兼工場長、同Cは運営部長の地位にある者であるが、被疑者らは、昭和31年6月以降昭和33年9月までの間に4回の監督を受け、そのつど、女子及び満18才未満の年少者に法定の休日を与えずに労働させていた違法の事実を指摘され、その違反の是正について請書をもって警約していたにもかかわらず、違反の是正について何らの処置も講じておらず

① 昭和33年3月26日から同年10月25日までの間に、満18才未満の女子労働者22名に対し毎週1日の割合で休日を与えず延260日の休日労働をさせ、

② 同期間に女子労働者38名に対し4週間に4日の割合で休日を与えず延408日の休日労働をさせ、

③ 被疑者N乳業(株)は上記犯罪事実を知悉しながら、その防止に必要な措置をとらず却つて、これを認容していたもので、

しかも、被疑者らは、法違反の事実を隠蔽するため、事務員に命じて被害労働者の出勤表に架空の休日を記入させ、かつ、休日労働の賃金を支払っているにもかかわらず、賃金台帳には休日労働の日数及び時間数並びに賃金額を記入せず、もつて法定の休日を与えていた如く装ひ、法違反の摘発を免れようとしたものである。

(送致結果) 略式命令によりN乳業(株)に罰金10,000円、被疑者Aに罰金5,000円、被疑者B及び同Cは起訴猶予

(ロ) N印刷(株) 神奈川 労働者数 男子35人 女子15人

被疑者AはN印刷(株)代表取締役として会社の業務全般を統轄管理する者であるが、労働基準法に女子及び少年者の労働時間の制限及び休日労働の禁止の規定のあることを知りながら、

- ① 昭和30年12月26日から昭和33年8月23日までの間に年少労働者13名に1日8時間をこえて最高5時間15分、最低30分、合計1,220時間の時間外労働をさせ、
- ② 昭和33年7月28日より8月23日までの間に女子労働者2名に1日2時間、1週6時間をこえて最高3時間45分、最低1時間45分、合計97時間の時間外労働をさせ、
- ③ 昭和31年1月8日から昭和33年8月10日までの間に年少労働者13名に対し延53日の休日労働をさせ、
- ④ 昭和33年7月27日から8月10日までの間に女子労働者2名に延6日の休日労働をさせていた。しかも、被疑者Aは、二重カードを用い、あるいは全労働者に法違反の事実のないことを供述せしめる等の方法により事実を隠蔽して摘発を免れようとしたものである。

なお、本件は、被害労働者の口頭申告により発覚、摘発されたものである。

(送致結果) 略式命令により罰金10,000円

(Ⅱ) 法第61条及法第62条違反による送致事例

(ロ) H缶詰(株) 山形 労働者数 男子15人 女子265人

被疑者Aは、H缶詰(株)専務取締役として事業の経営及びこれに附随する一切の事項を掌理する者であり、被疑者Bは、常務取締役としてAを補佐する者、被疑者Cは、工場長として工場の操業、労働者の雇入等については直接の責任を負う者であるが、被疑者からは、女子及び年少者の労働時間の制限及び深夜業の禁止については法に定めのあるのを知りながら共謀の上、

- ① 昭和33年8月9日から同年9月9日までの間に女子及び年少者73名に対し、延370回に亘り合計334時間の深夜労働をさせ、
- ② 昭和33年6月21日から同年9月11日までの間に延1,882回に亘り合計5,628時間の時間外労働をさせ、
- ③ 同期間に女子及び年少者90名に対し延2,138回に亘り合計7,077時間余の時間外労働をさせ、
- ④ 被疑者Cは、何ら法定の除外理由がないのに15才に満たない児童(中学生)12名を昭和33年8月11日から8月25日までの間労働者として使用し、
- ⑤ 被疑者H缶詰(株)は、上記違反行為を知悉していながらその是正について必要な措置を講ぜず、逆にこれを容認していたものである。

なお、本件は、H缶詰(株)にアルバイトで働きに来ていた高校生之母親から申告があり発覚、摘発されたものである。

(送致結果) 略式命令により被疑者A、B及びCにそれぞれ罰金20,000円、被疑者H缶詰(株)に罰金30,000円

(ロ) E光学(株) 東京 労働者数 男子50人 女子75人

被疑者Aは、E光学(株)の取締役工場長として工場所属労働者の労務管理責任者であるが、女子及年少者の労働時間の制限及び深夜業の禁止について法に定めのあることを知りながら、

- ① 昭和33年4月1日から6月11日までの間に女子労働者13名に対し、1人1日当り最高4.5時間、平均1.6時間の時間外労働を行わせ、
- ② 昭和33年4月9日から5月20日までの間に1人1日最高7時間、平均34時間の深夜業に従事させ、
- ③ 被疑者E光学(株)は、上記違反行為を知悉していながらその是正について必要な措置をとらず、却つてこれを容認していたものである。

犯罪の情状をみるに、被疑者らは生産能力をこえる大膽な受注をなし、納期に間に合わせるために女子及び年少者に時間外労働、深夜業を行わせ、監督官の再度の勧告にも耳を貸さず、会社経営のためには法違反もやむを得ないと強弁して違反を重ねていたものである。

(送致結果) 略式命令により被疑者Aに罰金10,000円、被疑者E光学(株)に罰金20,000円

(ロ) A製網工場 三重 労働者 男子13人 女子40人

被疑者AはA製網工場の事業主であるが、既に昭和32年夏、申告監督を受け女子及び年少者の労働時間、休日、深夜業について違反を摘発され警告をもつて是正を確約していたにも拘らず、

- ① 昭和32年12月21日から昭和33年2月17日までの間に年少労働者10名に対し8時間をこえて延876時間余の時間外労働をさせ、
- ② 同期間に女子労働者32名に対し1日2時間、1週6時間の枠をこえて延926時間の時間外労働を行わせ、
- ③ 同期間に二交替制で(注)就労する女子及び年少者16名に対し延743時間の深夜業に従事させ
- ④ 同期間に女子及び年少者43名に対し延177日の休日労働を行わせていた。

しかも、被疑者は法違反の事実を指摘されると、違反の是正に必要な措置をとらないのみでなく、却つて、二重帳簿を作成し、あるいは二交替における就業時間を変更する等の方法で違反の隠蔽をはかっていたものである。

(注) 交替制の場合の勤務時間

前番 a.m.3.00～p.m.2.00

後番 a.m.8.00～p.m.4.45

(送致結果) 略式命令により罰金10,000円

(ロ) K織物(株) 兵庫 労働者 男子10人 女子39人

被疑者K織物(株)は、織物加工及び承買いを業とする事業場であり、被疑者Aは代表取締役

社で会社経営の全般的責任を有する者、被疑者Bは、専務取締役として社長の補佐の任にある者、被疑者Cは現場責任者であるが、被疑者らは、何ら法定の除外理由がないのに共謀して

- ① 昭和33年2月1日から3月24日までの間に女子及び年少者35名に対し、一人一ヶ月当最高25日、平均19日、一人一日当最高14時間20分、平均3時間40分の時間外労働をさせ、
- ② 同期間に女子及び年少者の33名に対し一人一ヶ月当最高22日、平均6日、一人一日当最高6時間、平均1時間30分の深夜労働に従事させ、
- ③ 被疑者K織物(株)は、上記違反事実のあることを知悉していながらその是正について必要な措置をとらず、却つてこれを容認していたものである。

犯罪の情状をみるに、被疑者K織物(株)は、昭和30年春以降2回の監督を受け、女子及び年少者の時間外労働、深夜業の違反について請書をもつて是正を契約しておりながら是正の意志なく違反を重ねていたものである。

(送致結果) 略式命令によりK織物(株)に罰金20,000円、被疑者Bに罰金10,000円、被疑者Cに罰金5,000円、被疑者Aは起訴猶予

(II) 法第62条違反による送致事例

(i) F梱包(株) 福井 労働者数 男子13人 女子35人

被疑者Aは、F梱包(株)代表取締役社長で会社経営の全般につき責任を有する者であり、被疑者Bは、F梱包(株)業務部長としてAの指揮監督を受け会社業務の執行に直接責任を有する者であるが、被疑者らは何ら法定の除外理由がないに拘らず、被疑者F梱包(株)のため共謀して

- ① 昭和33年8月26日より9月30日までの間に女子労働者11名に対し一人当り最高41時間余、最低18時間余、総計396時間余の深夜業に従事させ、
- ② 被疑者F梱包(株)は、上記違反事実を知悉していながらその是正に必要な措置をとらず、却つてこれを容認していたものである。

被疑者らは、昭和33年1月以降4回にわたり法違反の事実を摘発され、そのつど請書又は念書をもつて即日是正する旨の誓約をしながら誠意なく法違反を犯していたものである。

(送致結果) 略式命令によりF梱包(株)に罰金10,000円、被疑者A及びBにそれぞれ罰金8,000円

(ii) K織布(有) 愛知 労働者数 男子6人 女子19人

被疑者Aは、K織布(有)代表取締役で同社の経営全般についての責任者であるが、

昭和33年7月1日から7月29日までの間に女子及び年少者10名を一人一日平均3時間の深夜業に従事させた。

(送致結果) 略式命令により罰金10,000円

(iii) Dメリヤス製造(株) 愛媛 労働者数 男子13人 女子30人

被疑者Aは、Dメリヤス製造(株)の代表取締役として経営全般について責任を有する者、被疑者Bは、同社取締役で労務管理責任者であるが、被疑者らは共謀して

- ① 年少労働者1名を昭和33年12月3日より12月5日間の3日間、パイル靴下製造のため延12時間の深夜業に従事させ
- ② 女子労働者5名を昭和33年12月2日より12月5日までの4日間、同上の作業に延60時間にわたり深夜業をさせたものである。

(送致結果) 被疑者Aに懲役3月(執行猶予2年)、被疑者Bに罰金4,000円

(iv) 第63条違反による送致事例

(i) N林業事務所 群馬 労働者数 男子12人 女子2人

被疑者AはN林業事務所長、被疑者B及びCは事業及び労務の直接の責任者、被疑者D及びEは現場責任者であるが、被疑者らは、N林業事務所が施行中の崩壊地復旧作業現場が約50メートルの断崖状を呈し、脆弱性及び含水性に富んでいること、この地点が断崖に連なる台地より雨水が集中流下する位置にあること、更に、昭和33年9月18日第21号台風により多量の降雨があり翌9月19日にはこの断崖は飽和に近い含水状態であつたこと、然も当時は午前、午後を通じ数回に亘り断崖の下部に小規模の崩壊があつたこと等により、この断崖全体に崩壊のおそれ極めて大であると充分予測され得たに拘らず、徒らに過去の経験のみを過信し労働基準法第42条、労働安全衛生規則第116条に規定する崩壊による危害の防止の措置について何ら意を用いることなく、また、労働基準法第63条、女子年少者労働基準規則第9条の規定により土砂崩壊のおそれのある場所に女子を就業させてはならないに拘らず、女子労働者2名を含む10名を同作業現場に作業せしめていたもので、この結果、この断崖の高さ約50メートル、幅約17メートル、厚さ約2メートル(約1,500立方メートル)の土砂が崩壊し、このため女子労働者1名を含む6名が土砂に埋没死亡する事故を発生せしめたものである。

(送致結果) 未済

(ii) Y建設(株) 富山 労働者数 男子13人 女子5人

被疑者AはY建設(株)社長、被疑者Bは同社の工事責任者であるが、被疑者らは、それぞれの作業の危険性を判断しうる能力を有するに拘らず、法定の除外理由がないのに、労働基準法第42条、労働安全衛生規則第116条に定める危害防止の具体的措置を講ぜず、かつ、労働基準法第63条、女子年少者労働基準規則第9条の規定により土砂崩壊のおそれのある場所において女子を就業させてはならないに拘らず、女子3名を土砂崩壊の危険のある場所に就業させ、その結果、女子労働者1名を土砂崩壊により埋没死亡させる事故を発生させたものである。

(送致結果) 略式命令によりそれぞれ罰金3,000円

(v) 第64条違反による送致事例

M石材店 栃木 労働者数 男子14人 女子1人

被疑者Mは、M石材店の経営者で大谷石の切出しを業とする者であるが、Mは、労働基準法第64条の規定により女子を坑内で労働させてはならないことを知りながら、女子労働者1名を昭和32年12月7日より12月30日までの間、坑内における石同整理の作業に従事させ、坑内において約3メートル下に墜落、約2ヶ月の重傷を負う事故を発生させたものである。

(送致結果) 略式命令により罰金3,000円

第1表 調査事業場数

産業分類	規 模	総 数		30人～29人		100人～499人		500人 以上	
		A	B	A	B	A	B	A	B
総 計		4,382	3,789	2,007	1,735	1,294	1,407	681	646
D 鉱 業		156	156	35	35	61	61	10	21
E 建 設 業		180	155	109	94	62	85	10	6
F 製 造 業 (計)		2,157	2,175	912	911	633	625	442	422
18 食 料 品 製 造 業		142	147	68	65	62	62	13	11
19 衣 服 と 製 造 業		4	—	—	—	2	—	2	—
20 織 造 業 (衣服、その他の繊維製品を除く)		453	456	180	180	196	124	112	110
21 衣服、その他の繊維製品製造業		54	54	39	39	13	13	2	2
22 木 材 木 製 品 製 造 業 (家具を除く)		71	71	34	34	14	14	8	1
23 家 具 製 造 業		35	35	28	23	11	11	1	1
24 パルプ、紙、紙加工品製造業		74	74	28	25	31	31	13	12
25 出版、印刷、関連産業		106	106	61	61	31	30	14	14
26 化 学 工 業		165	165	61	50	68	60	49	40
27 石油製品、石炭製品製造業		17	17	10	10	3	3	4	3
28 ゴム製品製造業		99	39	10	10	16	16	13	13
29 皮革、同製品製造業		11	11	8	8	2	2	1	1
30 窯業、土石製品製造業		119	119	47	47	50	36	12	13
31 鉄 鋼 業		109	109	41	41	37	32	31	31
32 非鉄金属製造業		31	31	12	12	12	12	12	12
33 金属製品製造業		98	98	53	54	34	36	3	3
34 機械製造業 (電気機械器具を除く)		213	216	95	95	80	82	35	36
35 電気機械器具製造業		144	146	50	50	39	53	41	39
36 輸送用機械器具製造業		142	145	49	49	49	49	45	46
37 計量器、測定器、調整機、医療機械、理化学機械、時計製造業		55	55	23	23	17	17	13	13
38 動 機 製 造 業		12	2	1	1	1	1	—	—
39 その他の製造業		73	73	35	35	33	33	2	4
G 卸 売 業、小 売 業		411	401	262	264	116	116	31	31
H 金 融 及 び 保 険 業		269	262	171	171	70	67	27	24
I 不 動 産 業		3	3	3	3	3	3	—	—
J 通 信 業		359	345	259	172	45	197	28	38
K 電 気、ガ ス、水 道 業		111	86	56	23	22	46	13	12
L サ ー ビ ス 業		183	112	118	70	35	42	3	—

註 A欄は、本調査中、「労働者数の推移」及び「女子労働者状況」の調査対象事業場数、B欄は、「定年制度及び退職一時金制度」の調査対象事業場数である。

第2表 調査事業

産業分類	規模 労働者数	総 数				50人～	
		労働者 総数	女 子 労働者数	有業者数	女子労働者 のうち 年間退職者数	労働者 総数	女 子 労働者数
総 計		1,392,691	342,375	51,844	71,325	114,192	35,559
D 鉱 業		148,171	10,905	8,888	1,651	1,978	809
E 建設業		28,842	2,889	712	849	6,857	614
F 製造業 (計)		819,683	240,024	32,064	55,320	52,258	19,494
18 食品製造業		26,209	12,016	2,720	4,071	9,716	1,521
19 たばこ製造業		2,490	1,076	716	40	—	—
20 繊維工業 (衣服、その他の繊維製品を除く)		150,252	108,820	8,578	30,146	9,298	6,886
21 衣服、その他の繊維製品製造業		9,269	6,389	812	1,825	2,265	1,516
22 木材、木製品製造業(家具を除く)		2,964	2,241	589	700	2,920	768
23 家具、装飾品製造業		3,594	802	199	254	1,476	350
24 パルプ、紙、新加工品製造業		24,429	4,684	1,104	738	1,887	537
25 出版、印刷、刷写、複製業		28,283	8,924	849	508	3,420	900
26 化学工業		90,072	17,766	8,671	1,092	3,183	1,077
27 石油製品、石油製品製造業		4,288	682	187	121	691	212
28 プラスチック製品製造業		20,504	9,531	1,072	2,059	526	215
29 皮革、同製品製造業		1,484	321	55	72	413	180
30 窯業、土石製品製造業		27,151	7,242	1,806	1,888	2,600	810
31 鉄 鋼 業		100,751	21,149	2,202	498	2,323	298
32 非鉄金属製造業		24,018	2,636	394	348	242	141
33 金属製品製造業		10,434	2,868	608	718	2,980	747
34 機械器具製造業 (電気機械器具を除く)		66,862	8,485	1,840	1,898	3,503	776
35 電気機械器具製造業		77,683	20,892	1,994	2,822	2,717	728
36 輸送用機械器具製造業		167,956	9,502	1,998	1,012	2,818	400
37 計量器、測定器、測量機械、医療機械、 化学機械、時計製造業		20,203	6,784	692	713	1,160	802
38 武器製造業		275	95	18	40	31	7
39 その他の製造業		14,032	6,098	761	1,486	2,017	1,008
G 卸売業、小売業		31,465	30,769	3,089	6,042	14,239	4,622
H 金融及び保険業		56,144	20,081	3,749	2,706	3,321	3,049
I 不動産業		829	178	50	10	229	94
J 運輸、通信業		196,684	29,089	6,466	3,692	21,339	3,816
K 電気、ガス、水道業		28,883	2,099	846	372	2,315	100
L サービス業		27,820	12,498	3,865	1,552	6,588	3,674

場の労働者数

(昭和33年12月31日現在)

50人	女子労働者 のうち 年間退職者数	100人～499人				500人以上			
		労働者 総数	女 子 労働者数	有業者数	女子労働者 のうち 年間退職者数	労働者 総数	女 子 労働者数	有業者数	女子労働者 のうち 年間退職者数
7,718	8,469	352,078	104,378	17,945	20,058	916,421	208,441	25,161	32,728
142	119	14,215	4,489	691	412	126,926	9,129	2,596	1,120
284	206	12,508	5,270	319	461	9,477	769	160	126
4,288	5,582	178,391	67,751	9,853	17,205	692,044	152,836	18,316	32,888
399	466	14,694	6,458	1,372	2,870	9,829	5,135	949	1,232
—	—	908	473	186	42	1,583	900	550	26
1,269	1,883	42,144	29,407	2,617	8,311	98,310	72,663	4,452	19,988
208	565	2,284	1,689	213	466	4,720	2,184	394	286
840	185	2,460	671	183	211	2,614	802	65	304
79	139	1,794	592	102	111	524	60	18	8
112	112	6,138	1,526	295	354	13,909	2,371	699	204
161	190	6,781	1,328	315	122	18,102	1,695	387	192
219	339	16,610	4,661	986	863	79,429	12,618	2,116	2,827
111	86	318	82	12	12	6,089	281	60	24
91	53	3,690	1,786	283	622	16,344	7,527	784	1,146
84	33	208	72	18	25	818	118	8	12
364	278	12,494	8,568	922	735	12,067	2,894	337	492
94	62	6,732	661	109	74	21,688	6,198	1,999	172
37	16	2,788	516	80	55	19,905	1,972	287	261
187	229	5,831	1,874	842	418	1,628	137	79	65
240	190	17,862	2,872	424	654	43,292	4,837	645	741
114	213	10,993	3,998	546	550	69,971	16,036	1,277	1,964
106	99	10,892	1,849	264	806	94,546	7,209	1,626	837
42	60	3,640	1,249	119	169	16,408	6,233	581	481
1	1	244	89	17	69	—	—	—	—
140	381	5,787	2,684	426	726	6,268	2,701	164	429
586	1,008	22,461	8,517	881	1,645	44,788	12,682	1,670	2,337
610	697	14,877	5,820	1,669	948	82,446	10,162	1,567	1,161
12	18	662	29	43	23	—	—	—	—
926	396	46,780	11,711	3,036	1,637	86,546	13,865	1,485	1,965
86	20	12,649	1,116	410	92	13,889	1,238	359	168
986	494	10,676	2,692	1,126	926	10,287	2,337	824	364

第3表 女子労働者数

産業分類	規模 労働者数	数				30人～	
		労働者数に対する 女子労働者数の割合		有夫者数の割合		労働者数に対する 女子労働者数の割合	
		昭和33.1.1現在	昭和33.12.現在	昭和33.1.1現在	昭和33.12.現在	昭和33.1.1現在	昭和33.12.現在
総計		27.8	27.7	16.0	17.2	30.5	31.1
1 鉱業		3.6	3.5	33.0	35.1	16.4	15.6
2 雑業		10.8	13.1	26.1	26.6	12.6	12.6
3 製造業(計)		36.5	36.0	14.4	15.4	35.2	37.1
18 食料品製造業		41.2	44.1	21.2	22.2	42.1	40.9
19 たばこ製造業		55.5	54.1	37.5	44.2	—	—
20 繊維工業 (衣服、その他の繊維製品を除く)		72.8	71.8	9.3	9.9	71.8	70.7
21 衣服、その他の繊維製品製造業		65.7	65.6	13.4	13.7	68.2	68.8
22 木材、木製品製造業 (家具を除く)		26.8	25.7	34.3	35.8	24.9	25.7
23 家具、装飾品製造業		24.2	24.6	21.5	23.9	27.3	27.4
24 パルプ、紙、紙加工品製造業		24.1	24.7	20.3	20.9	38.2	38.7
25 出版印刷、問屋通産業		18.2	18.8	13.4	20.7	25.3	26.3
26 化学工業		20.6	23.4	19.7	20.4	31.4	34.4
27 石油製品、石炭製品製造業		20.4	21.1	38.5	40.4	30.7	32.0
28 ガラス、製品製造業		46.8	47.1	11.7	12.8	43.0	37.9
29 皮革、荷製品製造業		24.4	28.6	16.3	22.4	25.9	31.6
30 窯業、土石製品製造業		26.1	28.2	38.8	29.8	32.3	31.2
31 鉄鋼業		5.6	7.9	60.1	29.1	11.3	12.7
32 非鉄金属製品製造業		12.0	12.0	13.8	17.6	16.2	14.5
33 金属製品製造業		25.3	26.6	22.6	23.7	24.3	25.0
34 機械、電気機器、輸送機 (電気機械器具を除く)		14.6	14.0	12.2	13.5	14.9	14.1
35 電気機械器具製造業		27.5	29.0	10.4	10.9	28.4	29.0
36 輸送用機械器具製造業		10.3	10.6	16.6	20.1	14.1	14.2
37 計量器、測定器、時計機械、医療機械、電化機械、時計製造業		32.6	32.4	8.9	10.6	25.2	26.0
38 武器製造業		36.1	38.7	17.9	18.4	24.2	22.6
39 その他の製造業		46.2	47.2	13.5	13.6	45.0	50.0
40 卸売業、小売業		66.0	66.9	10.1	10.6	32.3	32.3
41 金融及び保険業		35.9	36.2	18.4	21.2	34.2	34.2
42 不動産業		24.7	24.4	25.9	25.1	34.2	36.2
43 運輸通信業		14.1	14.6	21.7	23.1	15.9	16.0
44 電気、ガス、水道業		19.5	19.2	33.9	32.0	7.3	6.8
45 サービス業		52.7	53.2	20.8	22.0	53.4	52.9

及び有夫者数

産業分類	労働者数に対する 有夫者数の割合	100人～499人				500人以上			
		労働者数に対する 有夫者数の割合		労働者数に対する 有夫者数の割合		労働者数に対する 有夫者数の割合		労働者数に対する 有夫者数の割合	
		昭和33.1.1現在	昭和33.12.現在	昭和33.1.1現在	昭和33.12.現在	昭和33.1.1現在	昭和33.12.現在	昭和33.1.1現在	昭和33.12.現在
総計		24.1	21.7	29.9	29.6	16.1	17.2	23.6	22.9
1 鉱業		28.4	27.6	10.6	10.5	42.0	43.7	7.4	7.2
2 雑業		26.9	28.6	10.0	10.2	26.4	28.1	7.2	8.3
3 製造業(計)		21.8	21.8	32.3	33.6	14.5	14.6	27.0	28.6
18 食料品製造業		25.3	26.2	44.0	44.8	19.9	21.2	50.3	50.9
19 たばこ製造業		—	—	39.9	52.6	37.1	32.8	68.0	56.5
20 繊維工業 (衣服、その他の繊維製品を除く)		19.7	18.5	70.7	69.8	8.7	9.0	76.7	73.4
21 衣服、その他の繊維製品製造業		15.5	15.5	74.4	73.9	12.6	12.6	46.2	45.6
22 木材、木製品製造業 (家具を除く)		42.7	44.8	27.7	27.8	27.6	27.3	33.2	31.9
23 家具、装飾品製造業		18.3	22.4	22.0	21.9	23.9	24.9	7.9	11.5
24 パルプ、紙、紙加工品製造業		20.9	23.9	37.9	26.1	15.7	17.0	14.5	14.0
25 出版印刷、問屋通産業		18.1	13.9	19.0	19.2	21.4	24.7	9.6	9.4
26 化学工業		19.9	20.3	28.0	18.2	20.1	20.1	13.0	17.1
27 石油製品、石炭製品製造業		48.0	60.7	14.7	15.6	16.8	19.5	9.1	9.1
28 ガラス、製品製造業		14.6	14.4	57.8	52.7	13.3	13.8	46.6	45.6
29 皮革、荷製品製造業		18.6	26.2	32.9	33.3	15.5	17.1	14.0	14.1
30 窯業、土石製品製造業		39.8	43.7	27.9	28.6	28.7	26.1	23.4	24.0
31 鉄鋼業		40.7	31.9	8.9	9.7	17.6	16.5	4.3	6.6
32 非鉄金属製品製造業		15.9	19.1	13.0	13.6	13.0	13.5	10.0	10.3
33 金属製品製造業		23.1	25.0	27.6	27.0	31.2	21.7	13.9	11.5
34 機械、電気機器、輸送機 (電気機械器具を除く)		26.3	27.1	12.0	16.4	16.2	16.6	11.4	11.2
35 電気機械器具製造業		12.6	14.6	35.1	36.4	18.7	13.6	23.6	23.1
36 輸送用機械器具製造業		25.9	25.5	16.6	17.6	16.6	14.3	7.7	7.7
37 計量器、測定器、時計機械、医療機械、電化機械、時計製造業		12.6	13.9	24.3	34.3	7.8	9.6	34.3	34.0
38 武器製造業		12.3	14.0	41.6	36.5	19.6	12.1	—	—
39 その他の製造業		15.6	13.9	47.1	46.6	13.4	13.8	40.6	43.2
40 卸売業、小売業		12.1	11.6	33.1	37.9	9.2	10.3	39.3	37.4
41 金融及び保険業		16.1	13.9	39.6	39.1	24.3	22.0	34.3	34.4
42 不動産業		10.5	12.3	14.3	14.1	63.4	54.4	—	—
43 運輸通信業		24.7	26.2	12.6	13.2	24.2	26.1	15.5	16.6
44 電気、ガス、水道業		36.9	55.3	3.3	3.3	34.3	37.5	12.3	12.3
45 サービス業		23.4	24.8	61.6	61.3	16.8	17.6	22.0	22.3

第 4 表 男 働

産業分類	規 模	労働者数						女性労働者の割合
		労働者数 の推移	男子労働者 数の推移	女子労働者 数の推移	労働者数 の推移	男子労働者 数の推移	女子労働者 数の推移	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
全 計		100.9	101.1	100.4	107.7	99.3	107.3	21.8
01 鉱 業		92.6	92.3	94.1	98.6	96.7	104.5	18.2
02 採 炭		98.6	98.0	101.8	103.2	103.1	101.9	89.1
03 製 鉄 業 (鉄)		100.2	104.6	98.8	102.6	94.0	104.6	24.6
10 食 料 品 製 造 業		106.6	105.7	105.3	110.6	99.6	104.7	36.0
15 た ば こ 製 造 業		103.7	104.7	101.4	112.4	94.6	117.9	2.8
20 織 造 業		93.7	97.4	92.3	98.2	95.0	106.2	25.7
21 衣服、その他の繊維製品製造業		101.6	102.8	101.5	103.7	99.2	102.2	31.3
22 木 材、木 製 品 製 造 業		103.7	105.4	104.5	109.1	101.1	104.4	28.8
24 家 具、装 飾 品 製 造 業		106.6	106.9	105.0	112.6	99.0	111.1	37.6
25 パルプ、紙、紙加工品製造業		102.5	102.6	103.4	106.6	100.8	106.1	12.2
26 出版、印刷、同梱造業		104.4	104.2	105.2	118.0	101.0	112.0	16.2
28 化 学 工 業		98.4	98.6	97.7	101.6	99.7	100.9	22.6
29 石油製品、石炭製品製造業		107.8	106.9	111.4	117.4	104.2	108.0	24.5
30 イ ン 製 品 製 造 業		100.6	102.8	97.9	107.2	95.2	109.6	24.6
32 皮革、同製品製造業		105.6	100.9	122.6	138.6	122.6	137.4	31.3
33 窯業、土石製品製造業		101.0	100.9	101.3	105.6	100.4	104.2	24.6
34 鉄 業		99.4	98.6	107.6	103.7	102.1	95.6	12.0
35 非鉄金属製造業		100.2	100.2	100.4	115.0	100.2	114.2	12.1
36 金属製品製造業		99.0	98.9	99.4	104.4	100.6	100.6	18.6
37 機械製造業		100.8	101.4	97.0	101.0	95.0	103.8	30.2
38 電気機械器具製造業		105.9	103.8	111.4	114.6	107.3	102.9	17.7
39 輸送用機械器具製造業		99.0	98.6	102.4	110.3	103.9	108.2	15.6
40 石油、ガス、熱電、電気機械、電気機器、電気用材料、電気用器具製造業		106.3	106.3	106.1	125.6	99.8	119.6	10.2
41 武器製造業		86.3	93.1	75.9	79.2	82.0	108.0	30.6
42 その他の製造業		102.2	100.9	104.7	111.0	103.3	106.9	28.6
43 印刷業、小 商 業		108.9	106.1	105.5	111.4	99.4	106.6	20.8
44 金 融 及 び 保 険 業		103.0	102.8	104.0	119.6	101.2	115.0	17.1
45 不 動 産 業		113.0	116.4	114.1	106.3	98.0	98.2	23.5
46 運 輸 業		102.6	102.1	105.0	118.0	106.8	106.6	12.6
47 電 気、ガ ス、水 道 業		100.9	101.1	99.4	105.4	98.3	106.0	9.2
48 雑 業		104.8	103.4	105.5	110.8	102.0	105.5	14.6

出 典 昭和 10 年 11 月現在の各労働者数を 100 とする。

者 数 の 推 移

30人～99人							100人～499人							500人以上						
労働者 数の推移	男子労働 者の数の 推移 (1)	女子労働 者の数の 推移 (2)	有夫者 数の推移 (3)	(2) × 100 (1)	(3) × 100 (2)	女子労働 者の年間 退職率	労働者 数の推移	男子労働 者の数の 推移 (1)	女子労働 者の数の 推移 (2)	有夫者 数の推移 (3)	(2) × 100 (1)	(3) × 100 (2)	女子労働 者の年間 退職率	労働者 数の推移	男子労働 者の数の 推移 (1)	女子労働 者の数の 推移 (2)	有夫者 数の推移 (3)	(2) × 100 (1)	(3) × 100 (2)	女子労働 者の年間 退職率
102.4	101.5	104.6	107.8	103.1	103.1	25.2	101.3	101.7	100.5	106.8	98.8	106.3	22.2	99.2	100.1	96.1	107.8	96.0	112.2	18.3
85.9	86.7	81.5	98.0	94.0	83.2	31.4	97.3	97.3	97.1	98.6	99.8	101.8	26.9	99.7	98.3	95.6	98.2	97.3	102.7	11.7
101.7	101.4	103.2	109.9	101.8	106.6	26.5	96.3	96.1	97.8	93.0	101.8	95.1	35.5	96.1	95.2	107.7	117.6	113.1	109.2	24.2
102.3	100.8	104.9	105.4	104.1	100.5	29.9	100.2	101.5	98.0	98.2	97.8	100.2	24.9	98.3	99.8	94.0	108.0	94.2	114.9	20.0
102.6	104.6	99.7	101.8	95.3	102.1	30.6	107.2	104.7	107.8	115.0	101.0	106.7	39.6	105.1	103.9	106.3	114.2	102.3	107.4	26.1
—	—	—	—	—	—	—	106.6	109.7	104.0	125.8	94.8	121.0	2.6	99.1	101.9	97.0	114.1	95.2	117.6	3.0
106.8	99.4	109.7	103.1	110.4	94.0	29.6	92.4	95.4	91.1	94.5	95.5	103.7	25.8	89.1	97.5	86.4	97.2	88.6	112.5	28.8
100.5	100.3	100.7	98.6	100.4	97.9	36.8	104.0	105.9	103.3	103.4	97.5	100.1	28.4	102.2	103.3	100.9	125.9	97.7	124.8	13.8
104.4	103.3	107.6	111.5	104.2	108.6	25.9	103.4	104.0	101.7	100.5	97.6	98.8	32.0	100.2	102.3	95.9	115.8	93.7	120.8	36.4
103.4	103.2	103.9	121.5	100.7	116.9	40.9	110.9	111.9	107.4	112.1	96.0	104.4	30.4	112.4	108.2	162.2	112.5	149.9	69.4	13.5
104.6	103.8	105.9	105.7	102.0	99.8	22.1	103.4	103.0	104.4	109.3	101.4	104.7	21.4	101.3	101.8	98.1	104.1	96.4	106.1	11.1
105.7	104.9	107.9	127.8	102.9	118.4	22.6	103.6	103.9	102.8	113.7	96.7	110.8	9.6	103.9	104.0	102.9	109.0	98.9	106.9	11.7
90.8	86.9	99.4	101.4	114.4	102.0	31.8	100.0	100.0	99.8	99.6	99.8	99.8	18.5	99.5	100.6	94.6	103.9	94.0	109.8	22.8
105.7	103.6	110.6	116.8	106.8	105.6	42.9	110.2	108.7	118.8	123.1	109.3	103.6	17.4	109.5	109.6	108.9	125.0	99.4	114.8	9.3
96.4	106.0	84.0	81.6	79.2	97.1	36.2	100.1	100.3	100.0	103.3	99.7	103.3	29.2	101.6	103.5	99.3	121.1	98.9	121.9	19.1
109.9	101.4	134.0	188.9	132.1	141.0	34.0	105.5	104.8	107.0	118.2	102.1	110.5	35.2	94.1	94.0	95.1	100.0	101.2	105.2	11.6
100.6	102.3	96.9	106.3	94.7	109.7	33.3	102.8	101.7	103.8	105.1	102.1	101.3	21.6	97.9	97.2	100.3	105.6	103.2	105.3	19.9
97.0	95.7	107.3	83.9	112.1	78.2	18.9	96.2	95.3	105.8	98.2	111.0	92.8	11.8	100.1	99.6	108.1	112.2	108.5	103.8	10.0
104.2	104.5	102.2	122.7	97.8	120.1	11.6	98.6	97.9	103.4	123.1	105.6	119.1	11.0	100.1	100.4	97.4	105.5	97.0	108.3	13.0
97.1	96.3	99.6	108.1	103.4	108.5	30.5	101.4	101.9	100.2	103.0	98.4	102.7	26.0	95.6	98.2	79.2	79.0	80.7	99.7	28.0
101.6	102.6	96.2	97.2	93.8	101.0	23.5	101.4	102.1	97.8	101.9	95.8	104.1	22.3	99.4	99.7	97.5	107.1	97.8	109.8	14.9
104.4	103.0	108.0	122.6	104.9	113.5	29.5	106.9	104.8	110.8	110.1	105.7	99.4	18.0	105.8	108.6	113.0	116.4	109.1	103.0	13.8
103.8	103.7	104.7	107.1	101.0	102.3	25.9	104.9	103.7	110.6	96.7	106.7	87.4	18.3	96.9	96.3	96.3	121.1	100.0	125.8	10.7
108.8	107.6	112.3	127.3	104.4	113.4	22.3	106.2	106.2	106.2	129.3	100.0	121.8	14.4	103.1	103.6	102.1	122.4	98.5	119.9	9.4
93.9	96.0	87.5	100.0	91.1	114.8	12.5	85.3	92.3	75.4	77.3	81.7	102.5	33.1	—	—	—	—	—	—	—
102.2	98.3	106.4	94.6	108.2	88.9	35.0	104.4	105.3	103.3	122.5	98.1	118.6	27.9	99.1	94.9	105.3	131.7	111.0	125.1	16.7
106.0	105.8	106.4	102.1	100.6	96.0	24.5	108.2	108.6	107.7	121.5	99.2	112.8	20.8	102.4	103.1	101.3	116.5	98.2	115.0	13.4
100.8	100.7	101.0	125.6	100.3	124.4	20.6	107.0	106.1	108.4	118.8	102.2	109.6	17.7	102.4	102.2	102.8	109.3	100.6	106.3	10.4
113.1	112.3	114.6	120.0	102.3	104.7	18.3	118.6	119.6	112.9	100.0	94.4	88.6	35.7	—	—	—	—	—	—	—
102.7	102.0	106.4	113.5	104.3	106.7	11.8	102.1	101.7	105.1	113.4	103.3	107.9	12.0	104.1	103.4	108.0	108.8	104.4	100.7	15.3
101.3	101.7	95.2	93.5	93.6	98.2	11.9	100.8	100.9	99.5	108.6	98.6	109.3	8.2	101.0	100.9	101.8	107.0	100.8	105.1	9.6
104.1	102.8	105.2	110.6	102.3	105.1	14.5	105.4	104.9	105.7	112.3	100.7	106.2	15.0	103.8	102.8	107.4	121.3	104.5	112.5	15.2

第5表 産前休暇者数

産業分類	規模 区分	30人未満						30人以上					
		有夫者に 対する産 前休業者 の割合		休業日数 別にみ る者		1人平均 産前休 暇日数		有夫者に 対する産 前休業者 の割合		休業日数 別にみ る者		1人平均 産前休 暇日数	
		%	日	%	日	%	日	%	日	%	日	%	日
計	計	12.5	100.0	72.6	20.8	6.6	33.0	9.3	100.0	69.8	20.8	6.6	33.0
D 鉱業	計	—	100.0	70.8	22.2	7.0	33.9	—	100.0	66.8	22.2	7.0	33.9
E 建設業	計	—	100.0	78.1	16.5	5.4	30.0	—	100.0	78.1	16.5	5.4	30.0
F 製造業(計)	計	7.8	100.0	73.7	14.7	11.6	34.0	7.3	100.0	54.5	14.7	11.6	34.0
18. 食料品製造業	計	6.8	100.0	59.9	27.6	12.5	34.5	6.7	100.0	71.4	27.6	12.5	34.5
19. たばこ製造業	計	12.9	100.0	73.7	19.6	6.7	32.4	9.2	100.0	—	19.6	6.7	32.4
20. 繊維工業 (衣服、その他の繊維製品を除く)	計	9.2	100.0	63.4	32.4	4.2	33.0	6.5	100.0	44.0	32.4	4.2	33.0
21. 衣服、その他の繊維製品製造業	計	26.3	100.0	70.0	30.0	—	36.0	—	100.0	—	30.0	—	36.0
22. 木材、木製品製造業 (家具を除く)	計	15.9	100.0	77.3	15.5	7.2	29.7	13.4	100.0	72.7	15.5	7.2	29.7
23. 家具、装飾品製造業	計	17.6	100.0	71.2	16.2	12.5	31.8	13.5	100.0	60.7	16.2	12.5	31.8
24. パルプ、紙、紙加工品製造業	計	8.5	100.0	74.3	24.3	1.4	32.5	8.9	100.0	74.1	24.3	1.4	32.5
25. 出版、印刷、関係産業	計	8.5	100.0	74.1	5.2	20.7	51.9	9.2	100.0	66.7	5.2	20.7	51.9
26. 化学工業	計	11.2	100.0	75.5	16.9	7.6	34.7	4.7	100.0	40.0	16.9	7.6	34.7
27. 石油製品、石炭製品製造業	計	10.6	100.0	60.5	32.2	7.3	38.8	7.1	100.0	55.6	32.2	7.3	38.8
28. ゴム製品製造業	計	14.4	100.0	74.0	22.2	8.8	33.7	9.3	100.0	70.0	22.2	8.8	33.7
29. 皮革、同製品製造業	計	1.9	100.0	41.7	58.3	—	32.7	1.1	100.0	—	58.3	—	32.7
30. 窯業、土石製品製造業	計	19.3	100.0	67.1	28.4	4.5	34.4	7.9	100.0	100.0	28.4	4.5	34.4
31. 鉄鋼業	計	11.4	100.0	100.0	—	—	23.6	11.1	100.0	100.0	—	—	23.6
32. 非鉄金属製造業	計	7.8	100.0	69.6	19.2	11.2	32.5	5.1	100.0	64.7	19.2	11.2	32.5
33. 金属製品製造業	計	9.1	100.0	87.4	10.3	2.3	28.4	3.6	100.0	75.0	10.3	2.3	28.4
34. 機械製造業 (電気機械器具を除く)	計	11.9	100.0	70.4	29.6	—	41.3	—	100.0	—	29.6	—	41.3
35. 電気機械器具製造業	計	8.0	100.0	59.4	31.8	8.8	36.0	6.4	100.0	63.6	31.8	8.8	36.0
36. 輸送用機械器具製造業	計	11.0	100.0	76.7	15.9	7.4	32.6	7.4	100.0	81.3	15.9	7.4	32.6
37. 計量器、測定器、測量機械、医療機械、理化学機械、時計製造業	計	20.0	100.0	76.0	14.6	9.4	34.4	9.7	100.0	33.3	14.6	9.4	34.4
38. 武器製造業	計	9.4	100.0	71.9	23.1	5.0	34.0	4.0	100.0	100.0	23.1	5.0	34.0
39. その他の製造業	計	17.4	100.0	77.2	13.3	9.5	40.2	12.1	100.0	50.0	13.3	9.5	40.2
G 卸売業、小売業	計	10.8	100.0	65.6	24.7	9.7	35.1	8.8	100.0	61.5	24.7	9.7	35.1
H 金融及び保険業	計	7.3	100.0	62.0	31.3	6.7	40.7	4.2	100.0	50.0	31.3	6.7	40.7
I 不動産業	計	8.3	100.0	72.1	20.1	7.8	31.6	3.3	100.0	81.2	20.1	7.8	31.6
J 運輸通信業	計	—	100.0	—	—	—	—	—	100.0	—	—	—	—
K 電気、ガス、水道業	計	20.5	100.0	69.5	26.6	3.9	34.3	20.0	100.0	73.0	26.6	3.9	34.3
L サービス業	計	15.2	100.0	78.9	12.7	8.4	33.6	12.9	100.0	75.0	12.7	8.4	33.6
	計	9.6	100.0	77.9	13.0	9.1	29.4	8.7	100.0	78.7	13.0	9.1	29.4

及び休暇日数

産業分類	規模 区分	100人未満						100人～499人						500人以上					
		有夫者に 対する産 前休業者 の割合		休業日数 別にみ る者		1人平均 産前休 暇日数		有夫者に 対する産 前休業者 の割合		休業日数 別にみ る者		1人平均 産前休 暇日数		有夫者に 対する産 前休業者 の割合		休業日数 別にみ る者		1人平均 産前休 暇日数	
		%	日	%	日	%	日	%	日	%	日	%	日	%	日	%	日	%	日
計	計	19.9	10.3	31.1	13.2	100.0	71.7	22.2	6.1	33.8	17.1	100.0	76.7	19.7	3.6	33.5	19.7	3.6	33.5
D 鉱業	計	22.0	11.2	32.7	—	100.0	70.3	23.3	6.4	34.8	—	100.0	75.4	20.7	3.9	33.8	20.7	3.9	33.8
E 建設業	計	14.0	7.9	26.8	—	100.0	76.2	18.5	5.3	30.2	—	100.0	81.4	16.0	2.6	33.4	16.0	2.6	33.4
F 製造業(計)	計	9.1	36.4	39.4	3.8	100.0	72.0	24.0	4.0	39.9	11.0	100.0	78.5	13.5	8.0	31.5	13.5	8.0	31.5
18. 食料品製造業	計	14.3	14.3	26.8	7.9	100.0	48.1	40.7	11.2	42.0	1.5	100.0	50.0	50.0	—	44.0	50.0	—	44.0
19. たばこ製造業	計	48.0	8.0	29.1	12.7	100.0	—	—	—	33.8	—	100.0	77.2	19.7	3.1	33.1	19.7	3.1	33.1
20. 繊維工業 (衣服、その他の繊維製品を除く)	計	48.0	8.0	27.3	6.4	100.0	71.2	25.2	3.6	35.8	16.6	100.0	65.9	32.6	1.5	32.5	32.6	1.5	32.5
21. 衣服、その他の繊維製品製造業	計	—	—	—	27.4	100.0	79.4	20.6	—	34.5	25.5	100.0	62.4	37.6	—	37.2	37.6	—	37.2
22. 木材、木製品製造業 (家具を除く)	計	17.6	9.7	26.5	15.0	100.0	77.4	13.6	9.0	31.4	21.5	100.0	81.7	15.8	2.5	30.7	15.8	2.5	30.7
23. 家具、装飾品製造業	計	10.7	28.6	26.8	21.8	100.0	86.7	13.3	—	35.9	25.6	100.0	67.5	32.5	—	32.6	32.5	—	32.6
24. パルプ、紙、紙加工品製造業	計	25.9	—	32.6	7.7	100.0	78.6	14.3	7.1	31.5	3.5	100.0	—	100.0	—	48.0	—	—	48.0
25. 出版、印刷、関係産業	計	—	33.0	33.8	7.7	100.0	85.7	14.3	—	31.1	6.3	100.0	100.0	—	—	30.0	—	—	30.0
26. 化学工業	計	20.0	40.0	30.3	9.3	100.0	72.0	20.0	8.0	41.7	19.7	100.0	85.6	14.4	—	31.6	14.4	—	31.6
27. 石油製品、石炭製品製造業	計	22.2	22.2	40.1	13.7	100.0	57.9	39.5	2.6	37.3	10.4	100.0	75.7	24.3	—	41.8	24.3	—	41.8
28. ゴム製品製造業	計	25.0	5.0	28.9	11.7	100.0	71.8	24.5	3.7	31.6	20.3	100.0	76.4	20.0	3.6	36.3	20.0	3.6	36.3
29. 皮革、同製品製造業	計	100.0	—	45.0	—	—	—	—	—	—	25.0	100.0	83.3	16.7	—	20.3	—	—	20.3
30. 窯業、土石製品製造業	計	—	—	41.7	16.5	100.0	57.8	37.8	4.4	36.7	24.3	100.0	71.3	23.6	5.1	31.6	23.6	5.1	31.6
31. 鉄鋼業	計	—	—	18.0	9.1	100.0	100.0	—	—	42.0	25.0	100.0	100.0	—	—	22.0	—	—	22.0
32. 非鉄金属製造業	計	17.6	17.7	33.7	8.4	100.0	66.2	21.6	12.2	33.7	15.3	100.0	85.7	14.3	—	28.3	14.3	—	28.3
33. 金属製品製造業	計	—	25.0	19.7	6.3	100.0	85.7	14.3	—	25.4	11.7	100.0	88.9	11.1	—	29.5	11.1	—	29.5
34. 機械製造業 (電気機械器具を除く)	計	—	—	—	12.3	100.0	75.0	25.0	—	45.4	17.3	100.0	68.1	31.9	—	39.3	31.9	—	39.3
35. 電気機械器具製造業	計	27.3	9.1	30.5	9.9	100.0	54.5	36.4	9.1	39.7	5.0	100.0	100.0	—	—	35.0	—	—	35.0
36. 輸送用機械器具製造業	計	6.3	12.4	28.1	10.3	100.0	77.6	18.4	4.0	31.8	20.1	100.0	71.9	20.7	7.4	37.0	20.7	7.4	37.0
37. 計量器、測定器、測量機械、医療機械、理化学機械、時計製造業	計	44.5	22.2	48.1	23.9	100.0	86.6	8.5	5.1	34.0	20.2	100.0	69.8	17.1	13.1	32.0	17.1	13.1	32.0
38. 武器製造業	計	—	—	34.5	5.9	100.0	56.2	31.3	12.5	45.9	14.0	100.0	72.4	23.9	3.7	33.4	23.9	3.7	33.4
39. その他の製造業	計	—	50.0	42.0	3.7	100.0	62.5	25.0	12.5	34.9	25.3	100.0	86.4	13.6	—	41.0	13.6	—	41.0
G 卸売業、小売業	計	30.8	7.7	31.5	11.8	100.0	70.7	17.1	12.2	36.3	11.1	100.0	42.9	57.1	—	44.6	57.1	—	44.6
H 金融及び保険業	計	36.4	13.6	37.4	7.9	100.0	61.4	33.3	5.3	40.3	13.4	100.0	70.8	26.0	3.2	43.0	26.0	3.2	43.0
I 不動産業	計	6.3	12.5	29.0	9.3	100.0	69.1	24.4	6.5	30.1	32.1	100.0	73.0	19.1	7.9	35.6	19.1	7.9	35.6
J 運輸通信業	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
K 電気、ガス、水道業	計	24.5	2.5	35.6	21.6	100.0	66.8	28.2	5.0	33.8	15.6	100.0	75.6	23.5	0.9	32.7	23.5	0.9	32.7
L サービス業	計	—	25.0	18.7	16.1	100.0	77.4	17.7	4.9	36.6	14.5	100.0	88.0	6.0	6.0	34.7	6.0	6.0	34.7
	計	10.7	10.6	29.6	11.3	100.0	78.0	14.4	7.6	29.4	7.6	100.0	61.9	38.1	—	13.4	38.1	—	13.4

第6表 産後休暇者数

産業分類	区分	規模				人数			
		産後休暇者数		にみた		1人平均		産後休暇者数	
		計	5~6週間の者	計	5~6週間の者	計	5~6週間の者	計	5~6週間の者
総計	計	100.0	55.1	35.0	9.9	46.3	100.0	45.8	
D 鉱業	計	100.0	55.1	34.5	10.4	46.5	100.0	44.9	
E 建設業	計	100.0	55.2	36.1	8.7	45.4	100.0	48.4	
F 製造業 (計)	計	100.0	65.2	26.7	8.1	46.0	100.0	—	
18. 食料品製造業	計	100.0	36.9	40.9	22.2	49.3	100.0	—	
19. たばこ製造業	計	100.0	55.6	33.0	11.4	46.7	100.0	37.9	
20. 繊維工業 (衣服, その他の繊維製品を除く)	計	100.0	46.5	41.8	12.0	42.9	100.0	16.0	
21. 衣服, その他の繊維製品製造業	計	100.0	39.0	61.0	—	47.3	—	—	
22. 木材, 木製品製造業 (家具を除く)	計	100.0	53.3	33.3	13.4	45.8	100.0	35.8	
23. 家具, 装飾品製造業	計	100.0	48.1	31.9	20.0	49.2	100.0	28.6	
24. パルプ, 紙, 紙加工品製造業	計	100.0	53.9	44.1	2.0	51.8	100.0	59.3	
25. 出版, 印刷, 同関連産業	計	100.0	—	49.0	31.0	61.8	100.0	—	
26. 化学工業	計	100.0	57.8	28.4	13.8	44.5	100.0	—	
27. 石油製品, 石炭製品製造業	計	100.0	47.9	35.2	16.9	49.1	100.0	27.3	
28. ゴム製品製造業	計	100.0	66.6	24.2	9.2	44.2	100.0	94.7	
29. 皮革, 同製品製造業	計	100.0	33.3	66.7	—	46.9	100.0	—	
30. 窯業, 土石製品製造業	計	100.0	48.6	46.6	4.8	45.3	100.0	66.7	
31. 鉄鋼業	計	100.0	100.0	—	—	40.9	100.0	100.0	
32. 非鉄金属製造業	計	100.0	49.2	37.8	13.0	52.9	100.0	18.8	
33. 金属製品製造業	計	100.0	85.2	12.1	2.7	42.3	100.0	50.0	
34. 機械製造業 (電気機械器具をのぞく)	計	100.0	60.6	38.0	1.4	51.1	—	—	
35. 電気機械器具製造業	計	100.0	37.1	55.9	7.0	50.7	100.0	18.2	
36. 輸送用機械器具製造業	計	100.0	63.2	28.2	8.6	48.7	100.0	62.5	
37. 計量器, 測定器, 測量機械, 医療機械, 理化学機械, 時計製造業	計	100.0	69.0	19.1	11.9	45.6	100.0	22.2	
38. 武器製造業	計	100.0	70.8	21.8	7.7	44.5	100.0	50.0	
39. その他の製造業	計	100.0	78.1	14.8	7.1	46.2	100.0	66.7	
G 卸売業, 小売業	計	100.0	—	—	—	—	—	—	
H 金融及び保険業	計	100.0	32.3	47.5	20.2	56.2	100.0	30.8	
I 不動産業	計	100.0	67.1	31.3	11.6	48.8	100.0	65.0	
J 運輸業	計	100.0	57.2	31.4	11.4	39.7	100.0	76.5	
K 電気, ガス, 水道業	計	100.0	49.0	46.0	5.0	47.0	100.0	50.9	
L サービス業	計	100.0	73.7	16.7	9.6	41.6	100.0	62.6	
	計	100.0	61.4	30.1	8.5	43.8	100.0	62.2	

及び休暇日数

産業分類	区分	~99人				100人~499人				500人以上			
		産後休暇者数		にみた		産後休暇者数		にみた		産後休暇者数		にみた	
		計	5~6週間の者	計	5~6週間の者	計	5~6週間の者	計	5~6週間の者	計	5~6週間の者	計	5~6週間の者
総計	計	39.5	14.7	48.6	100.0	52.8	37.9	9.3	46.4	100.0	68.3	25.3	6.4
D 鉱業	計	39.9	15.2	49.1	100.0	53.6	37.0	9.4	46.8	100.0	67.3	25.5	7.2
E 建設業	計	38.3	13.3	47.3	100.0	50.1	41.0	8.6	44.9	100.0	71.9	24.9	3.2
F 製造業 (計)	計	36.4	36.3	66.7	100.0	67.9	32.1	—	44.9	100.0	73.0	23.0	4.0
18. 食料品製造業	計	26.7	26.7	44.3	100.0	25.0	57.1	17.9	54.3	100.0	100.0	—	—
19. たばこ製造業	計	43.4	18.7	51.3	100.0	53.4	34.4	12.2	46.7	100.0	70.3	24.0	5.7
20. 繊維工業 (衣服, その他の繊維製品を除く)	計	72.0	12.0	52.8	100.0	61.1	25.0	13.9	44.1	100.0	45.4	45.4	9.2
21. 衣服, その他の繊維製品製造業	計	—	—	—	100.0	26.5	73.5	—	49.7	100.0	49.2	50.8	—
22. 木材, 木製品製造業 (家具を除く)	計	46.5	17.7	48.2	100.0	53.6	29.6	16.8	45.3	100.0	49.9	25.6	4.5
23. 家具, 装飾品製造業	計	42.8	28.6	50.3	100.0	46.5	32.6	20.9	53.5	100.0	92.4	7.6	—
24. パルプ, 紙, 紙加工品製造業	計	40.7	—	52.7	100.0	39.7	57.1	7.2	48.4	100.0	—	50.0	50.0
25. 出版, 印刷, 同関連産業	計	50.0	50.0	67.7	100.0	—	100.0	—	56.7	100.0	—	100.0	—
26. 化学工業	計	—	100.0	—	100.0	52.0	32.0	16.0	44.2	100.0	68.9	30.3	0.8
27. 石油製品, 石炭製品製造業	計	36.4	36.3	55.7	100.0	60.3	34.2	5.3	47.1	100.0	45.5	36.4	18.1
28. ゴム製品製造業	計	—	5.3	37.7	100.0	44.6	45.5	9.9	47.3	100.0	75.1	15.2	9.7
29. 皮革, 同製品製造業	計	100.0	—	47.0	—	—	—	—	—	100.0	66.7	33.3	—
30. 窯業, 土石製品製造業	計	33.3	—	42.3	100.0	47.7	47.7	4.6	45.0	100.0	47.1	47.1	5.8
31. 鉄鋼業	計	—	—	40.0	100.0	100.0	—	—	42.0	100.0	100.0	—	—
32. 非鉄金属製造業	計	50.0	31.2	68.9	100.0	57.5	32.9	9.6	51.3	100.0	63.6	36.4	—
33. 金属製品製造業	計	25.0	25.0	47.0	100.0	66.7	33.3	—	44.2	100.0	90.7	8.8	0.3
34. 機械製造業 (電気機械器具をのぞく)	計	—	—	—	100.0	30.5	50.0	—	66.0	100.0	66.0	31.9	2.1
35. 電気機械器具製造業	計	72.7	9.1	63.1	100.0	51.9	42.4	6.1	43.1	100.0	—	100.0	—
36. 輸送用機械器具製造業	計	25.0	12.5	51.6	100.0	51.1	42.6	6.2	45.2	100.0	78.9	13.2	7.9
37. 計量器, 測定器, 測量機械, 医療機械, 理化学機械, 時計製造業	計	33.3	44.5	79.4	100.0	76.1	17.8	6.1	44.2	100.0	69.4	17.2	13.4
38. 武器製造業	計	25.0	25.0	42.3	100.0	44.4	44.5	11.1	52.9	100.0	80.6	14.8	4.6
39. その他の製造業	計	33.3	—	56.0	100.0	44.5	33.3	22.2	52.3	100.0	88.2	7.3	4.5
G 卸売業, 小売業	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
H 金融及び保険業	計	46.1	23.1	63.8	100.0	36.6	46.3	17.1	82.8	100.0	6.3	62.5	31.2
I 不動産業	計	25.0	20.0	46.4	100.0	66.7	29.8	3.5	54.8	100.0	49.7	36.6	13.7
J 運輸業	計	51.9	17.6	41.0	100.0	63.0	41.0	6.0	37.4	100.0	55.2	27.8	17.0
K 電気, ガス, 水道業	計	44.3	48.0	46.7	100.0	46.5	48.2	5.3	47.4	100.0	60.4	35.1	4.5
L サービス業	計	12.5	28.0	43.0	100.0	72.7	19.7	7.6	41.9	100.0	89.4	8.5	2.1
	計	28.0	9.8	43.8	100.0	61.5	31.1	7.4	43.7	100.0	40.9	59.1	—

第7表 生・死 産

産業分類	区 分	総 数				30人			
		計		出 生		計		出 生	
		%	%	%	%	%	%	%	%
	計	100.0	93.1	6.9	100.0	91.9			
	計	100.0	93.3	6.7	100.0	92.2			
	計	100.0	92.3	7.7	100.0	90.9			
D 鉱 業		100.0	95.6	4.4	100.0	100.0			
E 建 設 業		100.0	93.9	6.1	100.0	91.7			
F 製 造 業 (計)		100.0	92.8	7.2	—	—			
18. 食 料 品 製 造 業		100.0	94.9	5.1	100.0	95.8			
19. た ば こ 製 造 業		100.0	93.8	6.2	—	—			
20. 織 造 業		100.0	92.5	7.5	100.0	89.4			
(衣服, その他の繊維製品を除く)		—	—	—	—	—			
21. 衣服, その他の繊維製品製造業		100.0	93.0	7.0	100.0	89.5			
22. 木 材, 大 型 品 製 造 業		100.0	95.8	4.2	100.0	95.8			
(家具を除く)		—	—	—	—	—			
23. 家 具, 装 飾 品 製 造 業		100.0	100.0	—	100.0	100.0			
24. パルプ, 紙, 紙加工品製造業		100.0	96.5	3.5	100.0	100.0			
25. 出版, 印刷, 同関連産業		100.0	95.9	4.1	100.0	100.0			
26. 化 学 工 業		100.0	93.1	6.9	100.0	95.0			
27. 石油製品, 石炭製品製造業		100.0	100.0	—	—	—			
28. ゴム製品製造業		100.0	91.9	8.1	100.0	100.0			
29. 皮革, 同製品製造業		100.0	100.0	—	—	—			
30. 窯業, 土石製品製造業		100.0	90.6	9.4	100.0	78.6			
31. 鉄 鋼 製 造 業		100.0	95.6	4.4	100.0	100.0			
32. 非鉄金属製造業		100.0	94.3	5.7	—	—			
33. 金属製品製造業		100.0	98.1	1.9	100.0	100.0			
34. 機械製造業		100.0	95.3	4.7	100.0	93.7			
(電気機械器具を除く)		—	—	—	—	—			
35. 電気機械器具製造業		100.0	88.9	11.1	100.0	77.8			
36. 輸送用機械器具製造業		100.0	93.2	6.8	100.0	100.0			
37. 計量器, 測定器, 測位機械, 医療機械, 理化学機械, 時計製造業		100.0	95.7	4.3	100.0	100.0			
38. 武器製造業		—	—	—	—	—			
39. その他の製造業		100.0	98.2	1.8	100.0	100.0			
G 卸 売 業, 小 売 業		100.0	92.3	7.7	100.0	90.0			
H 金 融 及 び 保 険 業		100.0	94.9	5.1	100.0	100.0			
I 不 動 産 業		—	—	—	—	—			
J 運 輸 通 信 業		100.0	92.5	7.5	100.0	90.0			
K 電 気, ガ ス, 水 道 業		100.0	95.5	4.5	100.0	100.0			
L サ ー ビ ス 業		100.0	94.5	5.5	100.0	93.6			

別 件 数

死 産	計	出 生	死 産	500人 以上			
				計		出 生	
				%	%	%	%
8.1	100.0	92.9	7.1	100.0	94.5	5.5	
7.8	100.0	93.3	6.7	100.0	94.4	5.6	
9.1	100.0	91.7	8.3	100.0	94.9	5.1	
—	100.0	91.7	8.3	100.0	95.5	4.5	
8.3	100.0	96.0	4.0	100.0	100.0	—	
—	—	—	—	—	—	—	
4.2	100.0	93.1	6.9	100.0	97.8	2.2	
—	100.0	97.1	2.9	100.0	91.2	8.8	
10.6	100.0	91.1	8.9	100.0	93.6	6.4	
10.5	100.0	95.6	4.4	100.0	93.8	6.2	
4.2	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	
—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	
—	100.0	95.8	4.2	100.0	96.2	3.8	
—	100.0	94.3	5.7	100.0	93.1	6.9	
6.0	100.0	90.2	9.8	100.0	94.6	5.4	
—	100.0	—	—	100.0	100.0	—	
—	100.0	95.3	4.7	100.0	88.9	11.1	
—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	
21.4	100.0	93.2	6.8	100.0	96.1	3.9	
—	100.0	100.0	—	100.0	94.7	5.3	
—	100.0	87.5	12.5	100.0	97.8	2.2	
—	100.0	96.9	3.1	100.0	100.0	—	
6.3	100.0	95.7	4.3	100.0	96.3	3.7	
22.2	100.0	87.0	13.0	100.0	94.4	5.6	
—	100.0	81.3	18.7	100.0	95.3	4.7	
—	100.0	81.8	18.2	100.0	99.1	0.9	
—	—	—	—	—	—	—	
—	100.0	97.0	3.0	100.0	100.0	—	
10.0	100.0	93.1	6.9	100.0	92.9	7.1	
—	100.0	94.0	6.0	100.0	94.9	5.1	
—	—	—	—	—	—	—	
10.0	100.0	93.5	6.5	100.0	95.0	5.0	
—	100.0	95.0	5.0	100.0	98.8	1.2	
6.4	100.0	95.4	4.6	100.0	100.0	—	

第8表 妊 娠 又 は 分 娩

産 業 分 類	規 模		数						30人～	
	区 分	計	妊産婦に 対する割合 合	退 職 時 期 別			妊産婦に 対する割合 合	退 職 時 期 別		
				計	前 退 職 者	中 退 職 者			後 退 職 者	
			%	%	%	%	%	%	%	
総 計	初 級	産 産	41.1	100.0	40.3	10.8	48.9	45.6	100.0	
			46.2	100.0	42.7	10.0	47.3	51.1	100.0	
			21.6	100.0	21.1	17.2	61.7	26.7	100.0	
D 鉱 業			31.8	100.0	25.3	8.7	66.0	46.1	100.0	
E 建 設 業			60.6	100.0	54.5	17.9	27.6	75.0	100.0	
F 製 造 業 (計)			46.7	100.0	31.9	11.9	56.2	52.7	100.0	
18. 食 料 品 製 造 業			58.7	100.0	34.5	8.7	56.8	37.1	100.0	
19. た ば こ 製 造 業			0.9	100.0	—	50.0	50.0	—	—	
20. 織 維 工 業 (衣服、その他の繊維製品を除く)			43.9	100.0	25.9	14.1	60.0	39.0	100.0	
21. 衣服、その他の品繊維製品製造業			55.3	100.0	23.0	6.2	70.8	82.6	100.0	
22. 木 材 木 製 品 製 造 業 (家具を除く)			56.4	100.0	34.8	23.5	41.7	60.0	100.0	
23. 家 具 装 飾 品 製 造 業			60.0	100.0	52.9	11.8	35.3	44.4	100.0	
24. パルプ、紙、紙加工品製造業			37.3	100.0	37.0	18.0	45.0	100.0	100.0	
25. 出 版 印 刷 同 関 連 産 業			41.5	100.0	30.9	20.6	48.5	50.0	100.0	
26. 化 学 工 業			37.1	100.0	31.8	14.3	53.9	48.0	100.0	
27. 石油製品、石炭製品製造業			57.1	100.0	100.0	—	—	100.0	100.0	
28. プ ラ スチック 製 品 製 造 業			43.8	100.0	15.6	6.4	78.0	50.0	100.0	
29. 皮 革 同 製 品 製 造 業			66.7	100.0	—	—	100.0	—	100.0	
30. 窯 業 土 石 製 品 製 造 業			55.5	100.0	26.0	9.4	64.6	52.6	100.0	
31. 鉄 鋼 製 造 業			45.7	100.0	41.0	11.2	47.8	71.4	100.0	
32. 非 鉄 金 属 製 造 業			61.6	100.0	30.2	20.8	49.0	—	—	
33. 金 属 製 品 製 造 業			56.4	100.0	45.8	12.0	42.7	69.2	100.0	
34. 機 械 製 造 業 (電気機械器具を除く)			48.5	100.0	41.9	13.4	44.7	55.0	100.0	
35. 電 気 機 械 器 具 製 造 業			47.1	100.0	40.9	11.6	42.5	72.2	100.0	
36. 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業			80.8	100.0	39.5	3.6	56.9	40.0	100.0	
37. 計 量 器 測 定 器 測 量 機 械 区 旗 機 械 機 理 化 学 機 械 時 計 製 造 業			47.5	100.0	45.6	18.5	35.9	60.0	100.0	
38. 電 器 製 造 業			100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	
39. そ の 他 の 製 造 業			71.9	100.0	36.9	8.9	54.2	88.2	100.0	
G 卸 売 業 小 売 業			66.2	100.0	69.6	7.6	22.8	76.2	100.0	
H 金 融 及 び 保 険 業			42.8	100.0	77.9	4.1	18.0	78.7	100.0	
I 不 動 産 業			—	—	—	—	—	—	—	
J 運 輸 通 信 業			18.3	100.0	42.7	8.4	48.9	17.0	100.0	
K 電 気 ガ ス 水 道 業			29.5	100.0	88.9	10.0	51.1	14.3	100.0	
L サ ー ビ ス 業			28.0	100.0	60.1	—	39.9	25.3	100.0	

による退職状況

99人				100人～499人								500人以上							
時期別の退職者数		にみた妊(%)		妊産婦に対する退職者の割合		退職時期別の退職者数		にみた妊(%)		妊産婦に対する退職者の割合		退職時期別の退職者数		にみた妊(%)					
産前 の退職 者数	産前 の退職 者数	産中 の退職 者数	産後 の退職 者数	計	産前 の退職 者数	産中 の退職 者数	産後 の退職 者数	計	産前 の退職 者数	産中 の退職 者数	産後 の退職 者数	計	産前 の退職 者数	産中 の退職 者数	産後 の退職 者数				
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%				
46.5	11.6	41.9	39.5	100.0	36.4	9.7	53.9	39.1	100.0	39.5	11.3	49.2	48.8						
49.8	9.8	40.4	44.3	100.0	38.7	9.6	51.7	43.3	100.0	41.1	10.4	48.5	48.5						
23.4	23.4	53.2	21.1	100.0	18.3	10.1	71.6	16.8	100.0	22.2	20.2	57.6	57.6						
33.4	—	66.7	51.6	100.0	37.5	6.2	56.3	22.0	100.0	12.1	16.2	72.7	72.7						
33.3	33.3	33.4	41.7	100.0	73.3	—	26.7	100.0	100.0	94.0	—	6.0	6.0						
34.4	14.7	48.9	50.8	100.0	28.1	11.6	60.3	37.4	100.0	33.0	11.7	55.3	55.3						
55.0	10.0	35.0	68.9	100.0	29.0	8.6	62.4	32.9	100.0	14.6	6.3	79.1	79.1						
—	—	—	—	—	—	—	—	1.6	100.0	—	50.0	50.0	50.0						
18.8	24.6	63.8	50.9	100.0	25.1	13.3	61.6	39.7	100.0	33.4	12.2	54.4	54.4						
16.7	5.5	77.8	43.8	100.0	14.3	9.5	76.2	37.3	100.0	55.3	2.6	42.1	42.1						
88.9	27.8	68.9	41.2	100.0	42.9	—	57.1	100.0	100.0	33.3	33.3	33.3	33.3						
75.0	25.0	—	90.0	100.0	33.3	—	66.7	—	—	—	—	—	—						
33.3	16.7	50.0	40.0	100.0	41.7	25.0	33.3	19.6	100.0	35.7	10.7	63.6	63.6						
42.9	28.6	28.6	21.6	100.0	25.0	—	75.0	79.5	100.0	19.4	28.8	51.8	51.8						
41.7	8.8	50.0	46.7	100.0	29.8	8.8	61.4	27.2	100.0	29.1	24.1	46.8	46.8						
100.0	—	—	—	—	—	—	—	25.0	100.0	100.0	—	—	—						
100.0	—	—	55.6	100.0	8.0	8.0	84.0	34.3	100.0	16.7	5.0	78.3	78.3						
—	—	100.0	100.0	100.0	—	—	100.0	—	—	—	—	—	—						
50.0	10.0	40.0	59.8	100.0	19.2	11.6	69.2	45.8	100.0	18.8	—	81.2	81.2						
60.0	—	40.0	66.7	100.0	33.3	50.7	16.7	36.4	100.0	36.0	7.0	57.0	57.0						
—	—	—	44.4	100.0	25.0	—	75.0	69.5	100.0	31.7	26.8	41.5	41.5						
44.4	11.1	44.5	66.0	100.0	45.2	12.8	41.9	42.9	100.0	46.7	—	53.3	53.3						
27.3	18.1	54.6	46.9	100.0	53.3	6.7	40.0	43.3	100.0	41.0	18.0	41.0	41.0						
69.2	18.4	15.4	37.5	100.0	26.1	15.2	58.7	50.2	100.0	39.2	5.9	54.9	54.9						
50.0	—	50.0	84.6	100.0	45.5	4.5	50.0	40.1	100.0	33.7	30.4	62.9	62.9						
33.4	33.3	33.3	46.7	100.0	57.1	28.6	14.3	45.7	100.0	45.2	11.1	43.7	43.7						
—	—	—	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—						
53.3	6.7	40.0	57.9	100.0	18.2	18.6	63.2	44.7	100.0	16.7	—	83.3	83.3						
62.5	9.4	28.1	57.1	100.0	28.2	1.9	20.0	67.2	100.0	68.6	10.6	20.8	20.8						
97.3	—	2.7	25.2	100.0	60.0	7.6	32.6	66.6	100.0	56.9	8.8	64.3	64.3						
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
42.8	7.7	50.0	18.2	100.0	42.2	7.6	50.0	40.2	100.0	41.7	10.6	44.7	44.7						
—	—	100.0	27.9	100.0	42.1	10.5	47.4	48.9	100.0	40.2	11.1	48.2	48.2						
56.8	—	40.8	35.9	100.0	61.9	—	38.1	37.6	100.0	63.8	—	16.2	16.2						

第9表 産前における

産業分類	規模 区分	総 数				30人～			
		妊婦に対する 転換者の割合		転換時期別に見る (%)		妊婦に対する 転換者の割合		転換時期別に見る (%)	
		計	産前6週間 より前に転換した者	産後6週間 以後に転換した者	計	計	産前6週間 より前に転換した者	産後6週間 以後に転換した者	計
総 計	計	9.5	100.0	78.3	21.7	12.8	100.0	78.3	21.7
	計	9.6	100.0	78.7	21.3	13.2	100.0	78.7	21.3
	計	8.9	100.0	76.5	23.5	11.1	100.0	76.5	23.5
D 鉱 業		6.0	100.0	17.9	82.1	7.7	100.0	17.9	82.1
E 建 設 業		11.3	100.0	77.8	22.2	5.6	100.0	77.8	22.2
F 製 造 業 (計)		11.0	100.0	76.9	23.1	16.9	100.0	76.9	23.1
18. 食 料 品 製 造 業		22.4	100.0	96.6	3.4	11.1	100.0	96.6	3.4
19. た ば こ 製 造 業		0.4	100.0	—	100.0	—	—	—	—
20. 織 維 工 業 (衣服、その他の繊維製品を除く)		12.5	100.0	78.1	21.9	23.6	100.0	78.1	21.9
21. 衣服、その他の繊維製品製造業		4.2	100.0	66.7	33.3	—	—	—	—
22. 木 材 木 製 品 製 造 業 (家具を除く)		13.1	100.0	45.5	54.5	15.2	100.0	45.5	54.5
23. 家 具 装 飾 品 製 造 業		7.1	100.0	100.0	—	—	—	—	—
24. パルプ、紙、紙加工品製造業		18.2	100.0	70.0	30.0	28.6	100.0	70.0	30.0
25. 出版、印刷、同関連産業		10.2	100.0	50.0	50.0	32.3	100.0	50.0	50.0
26. 化 学 工 業		7.6	100.0	44.4	55.6	—	—	—	—
27. 石油製品、石炭製品製造業		—	—	—	—	—	—	—	—
28. コ ー ン 製 品 製 造 業		19.6	100.0	80.0	20.0	50.0	100.0	80.0	20.0
29. 皮 革 同 製 品 製 造 業		35.3	100.0	—	100.0	50.0	100.0	—	100.0
30. 窯 業、土 石 製 品 製 造 業		10.7	100.0	92.0	8.0	18.2	100.0	92.0	8.0
31. 鉄 鋼 業		4.2	100.0	84.6	15.4	14.3	100.0	84.6	15.4
32. 非 鉄 金 属 製 造 業		11.5	100.0	70.0	30.0	—	—	—	—
33. 金 属 製 品 製 造 業		11.3	100.0	77.8	22.2	13.3	100.0	77.8	22.2
34. 機 械 製 造 業 (電気機械器具を除く)		4.2	100.0	100.0	—	5.2	100.0	100.0	—
35. 電 気 機 械 器 具 製 造 業		6.1	100.0	95.2	4.8	5.6	100.0	95.2	4.8
36. 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		1.8	100.0	66.7	33.3	—	—	—	—
37. 計量器、測定器、測量機械、図算機械、 理化学機械、時計製造業		2.9	100.0	100.0	—	20.0	100.0	100.0	—
38. 武 器 製 造 業		—	—	—	—	—	—	—	—
39. そ の 他 の 製 造 業		15.2	100.0	45.2	54.8	28.6	100.0	45.2	54.8
G 卸 売 業、小 売 業		5.1	100.0	93.6	6.4	7.1	100.0	93.6	6.4
H 金 融 及 び 保 険 業		0.4	100.0	100.0	—	—	—	—	—
I 不 動 産 業		—	—	—	—	—	—	—	—
J 通 信 業		9.9	100.0	87.2	12.8	10.3	100.0	87.2	12.8
K 電 気、ガ ス、水 道 業		—	—	—	—	—	—	—	—
L サ ー ビ ス 業		7.6	100.0	72.0	28.0	10.2	100.0	72.0	28.0

軽易業務転換状況

99人 未満	100人～499人	500人以上	総 数				30人～			
			妊婦に対する 転換者の割合		転換時期別に見る (%)		妊婦に対する 転換者の割合		転換時期別に見る (%)	
			計	産前6週間 より前に転換した者	産後6週間 以後に転換した者	計	計	産前6週間 より前に転換した者	産後6週間 以後に転換した者	計
80.6	19.4	8.9	100.0	82.0	18.0	6.9	100.0	66.5	33.5	33.5
80.5	19.5	9.0	100.0	83.0	17.0	6.9	100.0	67.0	33.0	33.0
81.0	19.0	8.7	100.0	78.3	21.7	6.6	100.0	64.1	35.9	35.9
—	100.0	9.7	100.0	—	100.0	4.4	100.0	38.5	61.5	61.5
—	100.0	18.4	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—
78.9	21.1	9.5	100.0	83.5	16.5	8.2	100.0	64.9	35.1	35.1
75.0	25.0	21.0	100.0	100.0	—	43.4	100.0	100.0	—	—
—	—	—	—	—	—	0.8	100.0	—	100.0	—
92.9	7.1	7.9	100.0	68.4	31.6	8.0	100.0	49.4	50.6	50.6
—	—	12.5	100.0	66.7	33.3	—	—	—	—	—
40.0	60.0	5.9	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—
—	—	20.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—
50.0	50.0	13.3	100.0	100.0	—	18.8	100.0	65.4	34.6	34.6
50.0	50.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	7.9	100.0	70.0	30.0	9.6	100.0	29.4	70.6	70.6
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100.0	—	10.6	100.0	60.0	40.0	22.8	100.0	81.6	18.4	18.4
—	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100.0	—	6.0	100.0	80.0	20.0	18.3	100.0	90.9	9.1	9.1
100.0	—	11.1	100.0	100.0	—	1.7	100.0	50.0	50.0	50.0
—	—	33.3	100.0	66.7	33.3	1.7	100.0	100.0	—	—
50.0	50.0	10.6	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—
100.0	—	6.1	100.0	100.0	—	0.7	100.0	100.0	—	—
100.0	—	13.1	100.0	94.0	6.0	2.2	100.0	100.0	—	—
—	—	3.8	100.0	100.0	—	1.4	100.0	3.33	66.7	66.7
100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
83.3	66.7	4.4	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—
100.0	—	5.8	100.0	84.0	16.0	3.1	100.0	100.0	—	—
—	—	—	—	—	—	1.4	100.0	100.0	—	—
100.0	—	10.6	100.0	80.6	19.4	5.0	100.0	92.5	7.5	7.5
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
66.7	33.3	4.9	100.0	85.7	14.3	—	—	—	—	—

第10表 育 児 時

産 業 分 類	規 模 区 分	産婦のうち 育児時間を 請求した者の 割合	数				30人～	
			時間別 時間請求率	にみた育児時 間請求率実人員 (%)			産婦のうち 育児時間を 請求した者の 割合	時間別 請求率
				計	1日2回各 30分を 与えら れた者	1日2回各 1分を 与えら れた者		
		%	%	%	%	%	%	
計	計	38.9	100.0	66.7	33.3	39.4	100.0	
産 産	産 産	36.9	100.0	65.5	34.5	38.0	100.0	
初 産	初 産	45.1	100.0	69.7	30.3	43.2	100.0	
D 鉱 業		39.5	100.0	68.7	31.3	36.4	100.0	
E 建 設 業		21.0	100.0	80.0	20.0	30.0	100.0	
F 製 造 業 (計)		35.4	100.0	90.1	9.9	32.9	100.0	
18. 食 料 品 製 造 業		27.8	100.0	63.0	37.0	54.2	100.0	
19. た ば こ 製 造 業		92.0	100.0	81.7	18.3	—	—	
20. 織 織 工 業 (衣服,その他の繊維製品を除く)		47.1	100.0	92.9	7.1	45.5	100.0	
21. 衣服,その他の繊維製品		20.6	100.0	98.4	1.6	8.0	100.0	
22. 木材,木製品製造業 (家具を除く)		30.2	100.0	100.0	—	19.0	100.0	
23. 家具・装飾品製造業		28.8	100.0	80.0	20.0	40.0	100.0	
24. パルプ,紙,紙加工品製造業		43.5	100.0	96.6	3.4	—	—	
25. 出版,印刷,同関連産業		11.3	100.0	100.0	—	10.0	100.0	
26. 化 学 工 業		37.2	100.0	84.1	15.9	11.8	100.0	
27. 石油製品,石炭製品製造業		—	—	—	—	—	—	
28. ゴム製品製造業		23.2	100.0	100.0	—	—	—	
29. 皮革,同製品製造業		—	—	—	—	—	—	
30. 窯業,土石製品製造業		22.7	100.0	100.0	—	25.0	100.0	
31. 鉄 鋼 業		16.2	100.0	100.0	—	—	—	
32. 非鉄金属製造業		25.0	100.0	100.0	—	—	—	
33. 金属製品製造業		19.8	100.0	100.0	—	—	—	
34. 機械製造業 (電気機械器具を除く)		26.1	100.0	81.9	18.1	21.4	100.0	
35. 電気機械器具製造業		25.2	100.0	90.8	9.2	40.0	100.0	
36. 輸送用機械器具製造業		19.6	100.0	100.0	—	—	—	
37. 計測器,測定器,調理機械,医療機 械,理化学機械,時計製造業		18.9	100.0	100.0	—	66.7	100.0	
38. 武器製造業		—	—	—	—	—	—	
39. その他の製造業		24.8	100.0	100.0	—	25.0	100.0	
G 卸 売 業, 小 売 業		17.8	100.0	88.8	11.2	11.8	100.0	
H 金 融 及 び 保 険 業		27.6	100.0	57.1	42.9	29.4	100.0	
I 不 動 産 業		—	—	—	—	—	—	
J 通 信 業		58.5	100.0	23.0	77.0	64.1	100.0	
K 電 気, ガ ス, 水 道 業		32.7	100.0	89.9	10.1	50.0	100.0	
L サ ー ビ ス 業		50.2	100.0	81.0	19.0	26.0	100.0	

間 請 求 状 況

99人 にみた育児時間 人員 (%)	産婦のうち 育児時間を 請求した者の 割合	100人～499人 時間別にみた育児時 間請求率実人員 (%)	産婦のうち 育児時間を 請求した者の 割合	500人以上 時間別にみた育児時 間請求率実人員 (%)	産婦のうち 育児時間を 請求した者の 割合
1日2回各 30分を 与えら れた者	計	1日2回各 30分を 与えら れた者	計	1日2回各 30分を 与えら れた者	計
57.0	43.0	39.0	100.0	59.4	40.6
54.8	45.2	37.1	100.0	58.0	42.0
62.7	37.3	45.0	100.0	63.4	36.6
25.0	75.0	46.2	100.0	—	38.4
100.0	—	14.8	100.0	50.0	50.0
79.8	20.2	32.8	100.0	90.3	9.7
30.8	69.2	20.2	100.0	95.0	5.0
—	—	100.0	100.0	63.6	36.4
66.9	13.1	39.6	100.0	89.8	10.2
50.0	50.0	44.9	100.0	100.0	—
100.0	—	64.3	100.0	100.0	—
100.0	—	14.3	100.0	100.0	—
—	—	31.8	100.0	100.0	—
100.0	—	13.9	100.0	100.0	—
100.0	—	31.0	100.0	90.8	9.2
—	—	—	—	—	—
—	—	10.0	100.0	100.0	—
100.0	—	26.2	100.0	100.0	—
—	—	40.0	100.0	100.0	—
—	—	42.9	100.0	100.0	—
—	—	17.2	100.0	100.0	—
33.3	66.7	37.2	100.0	93.8	6.2
100.0	—	21.2	100.0	95.2	4.8
—	—	7.1	100.0	100.0	—
100.0	—	40.0	100.0	100.0	—
—	—	—	—	—	—
100.0	—	26.3	100.0	100.0	—
50.0	50.0	21.2	100.0	81.2	18.8
100.0	—	24.1	100.0	46.2	53.8
—	—	—	—	—	—
24.4	75.6	37.1	100.0	19.9	80.1
100.0	—	44.4	100.0	88.7	11.3
85.0	15.0	32.6	100.0	77.0	23.0

第11表 生 理 休

規 区 分	業 業 分 類	総 数						30人～		
		生理休	生理休	1回の	請求し	請求し	女子労働者1人	生理休	生理休	1回の
		暇を請求した労働者数(=100)	暇を請求した労働者数(=100)	平均請求回数(日数)	た労働者1人平均年間請求回数(日数)	た労働者1人平均年間請求回数(日数)	に当りたる年間休日数(日数)	暇を請求した労働者数(=100)	暇を請求した労働者数(=100)	平均請求回数(日数)
計		18.8	36.5	1.5	5.1	7.6	1.4	10.1	18.8	1.5
D 鉱 業		12.7	44.0	1.8	4.6	8.2	1.1	7.7	17.1	2.0
E 建設業		4.7	10.2	3.0	7.8	23.2	1.1	1.8	6.4	1.4
F 製造業		18.9	39.4	1.4	4.6	6.7	1.3	9.3	16.3	1.6
18. 食 料 品 製 造 業		6.7	27.9	1.4	6.0	8.5	0.8	5.9	17.6	1.4
19. た ば こ 製 造 業		69.9	100.0	1.7	5.5	9.4	6.7	—	—	—
20. 織 機 工 業 (衣服, その他の繊維製品を除く)		22.1	55.9	1.4	3.1	4.2	0.9	8.1	22.7	1.8
21. 衣服, その他の繊維製品製造業		9.9	18.5	1.4	10.1	13.7	1.5	4.3	10.3	1.0
22. 木材, 木製品製造業 (家具を除く)		10.1	19.7	2.4	6.9	15.1	1.9	6.7	11.1	3.1
23. 家具, 装飾品製造業		4.1	8.6	1.6	1.2	1.8	0.1	—	—	—
24. パルプ, 紙, 紙加工品製造業		38.2	47.3	1.5	2.4	3.6	1.5	64.3	28.0	1.2
25. 出版, 印刷, 同関連産業		23.7	38.7	1.6	8.0	12.9	3.3	15.3	27.9	2.0
26. 化 学 工 業		22.6	47.3	1.3	5.2	7.0	1.7	8.0	23.5	1.4
27. 石油製品, 石炭製品製造業		5.7	35.3	1.3	4.7	6.3	0.4	—	—	—
28. ゴム製品製造業		7.7	51.3	1.7	6.0	8.9	0.7	11.0	30.0	1.0
29. 皮革, 同製品製造業		9.2	27.3	2.8	7.2	20.3	2.1	9.2	12.5	3.2
30. 窯業, 土石製品製造業		19.4	33.6	1.4	4.3	5.9	1.1	6.9	10.6	1.3
31. 鉄 鋼 業		31.3	28.4	1.9	10.1	19.2	7.4	6.9	4.9	1.5
32. 非鉄金属製造業		12.7	31.4	1.3	4.3	5.6	0.7	19.1	17.6	1.1
33. 金属製品製造業		20.1	30.1	1.5	4.0	5.9	1.2	7.1	9.5	1.2
34. 機械製造業 (電気機械器具を除く)		11.8	29.1	1.2	4.9	6.0	0.7	6.9	16.7	1.3
35. 電気機械器具製造業		20.7	45.1	1.4	7.9	10.8	2.2	7.0	20.0	1.9
36. 輸送用機械器具製造業		18.6	42.2	1.4	6.2	8.9	1.2	8.4	10.2	1.4
37. 計量器, 測定器, 測量機械, 医療機械, 理化学機械, 時計製造業		12.4	37.7	1.3	6.1	8.3	1.0	3.0	13.0	1.0
38. 武器製造業		10.4	50.0	1.0	1.7	1.8	1.4	—	—	—
39. その他の製造業		14.7	34.7	1.2	4.5	5.5	0.8	11.0	19.2	1.4
G 卸 売 業, 小 売 業		13.8	26.8	1.3	5.3	6.9	1.0	4.9	14.9	1.5
H 金融及び保険業		8.9	24.2	1.4	3.7	5.4	0.5	5.1	13.5	1.3
I 不動産業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
J 運輸, 郵便業		42.8	43.2	1.6	6.8	10.6	4.6	26.0	34.0	1.4
K 電気, ガス, 水道業		36.6	55.0	1.6	6.4	10.3	3.8	26.1	30.6	1.8
L サ ー ビ ス 業		3.6	24.9	1.4	4.0	5.6	0.2	4.0	16.9	1.4

暇 請 求 状 況

99人	100人～499人						500人以上					
	生理休	生理休	1回の	請求し	請求し	女子労働者1人	生理休	生理休	1回の	請求し	請求し	女子労働者1人
	暇を請求した労働者数(=100)	暇を請求した労働者数(=100)	平均請求回数(日数)	た労働者1人平均年間請求回数(日数)	た労働者1人平均年間請求回数(日数)	に当りたる年間休日数(日数)	暇を請求した労働者数(=100)	暇を請求した労働者数(=100)	平均請求回数(日数)	た労働者1人平均年間請求回数(日数)	た労働者1人平均年間請求回数(日数)	に当りたる年間休日数(日数)
計	5.5	9.2	0.8	19.6	42.7	1.5	5.2	7.6	1.5	27.3	73.4	1.5
D 鉱 業	7.0	10.1	0.8	12.6	31.1	1.7	5.4	8.8	1.1	14.0	68.6	1.3
E 建設業	6.4	9.3	0.2	8.4	13.4	3.3	8.5	28.2	2.4	3.7	30.0	1.2
F 製造業	4.1	6.5	0.7	19.1	45.1	1.4	4.0	5.6	1.2	26.8	76.2	1.4
18. 食 料 品 製 造 業	7.5	10.2	0.8	5.4	32.8	1.3	6.0	7.9	0.4	13.4	58.3	1.7
19. た ば こ 製 造 業	—	—	—	69.7	100.0	1.7	3.6	6.0	4.2	70.3	100.0	1.7
20. 織 機 工 業 (衣服, その他の繊維製品を除く)	3.3	5.8	0.5	21.0	61.7	1.4	2.9	4.2	0.9	31.4	90.2	1.2
21. 衣服, その他の繊維製品製造業	12.0	12.2	0.5	3.9	38.5	1.3	3.8	5.2	0.2	54.6	50.0	1.5
22. 木材, 木製品製造業 (家具を除く)	7.5	23.1	1.6	10.8	42.9	1.3	4.5	5.7	0.6	27.1	66.7	2.2
23. 家具, 装飾品製造業	—	—	—	10.9	18.2	1.5	1.1	1.7	0.2	27.7	100.0	2.1
24. パルプ, 紙, 紙加工品製造業	1.7	2.0	1.3	23.8	41.9	1.4	2.2	3.1	0.7	83.5	83.3	1.7
25. 出版, 印刷, 同関連産業	6.5	12.0	2.1	28.0	41.9	1.3	11.1	14.3	4.0	39.5	78.6	2.0
26. 化 学 工 業	3.8	5.2	0.6	22.5	46.2	1.4	5.6	7.7	1.7	28.8	73.5	1.2
27. 石油製品, 石炭製品製造業	—	—	—	21.3	66.7	1.3	6.6	8.3	1.8	25.6	100.0	1.4
28. ゴム製品製造業	1.7	1.7	0.2	12.1	37.5	1.8	6.9	12.4	1.5	3.7	84.6	1.3
29. 皮革, 同製品製造業	10.0	32.1	3.0	3.0	50.0	3.0	0.8	2.4	0.1	23.3	100.0	1.0
30. 窯業, 土石製品製造業	3.9	5.2	0.4	27.0	83.3	1.4	4.5	6.0	1.6	15.0	62.5	1.8
31. 鉄 鋼 業	9.3	14.3	1.0	29.4	35.1	1.2	3.1	3.7	1.1	39.4	51.6	2.0
32. 非鉄金属製造業	4.9	5.2	1.0	5.3	17.6	1.4	4.8	6.4	0.3	23.6	58.8	1.3
33. 金属製品製造業	4.3	5.1	0.4	32.2	47.2	1.5	4.0	6.2	2.0	34.4	46.7	1.3
34. 機械製造業 (電気機械器具を除く)	7.4	9.4	0.7	14.1	36.6	1.1	4.4	1.1	0.7	12.4	63.9	1.4
35. 電気機械器具製造業	6.6	12.4	0.9	28.4	45.3	1.4	9.1	12.7	3.6	19.4	75.6	1.8
36. 輸送用機械器具製造業	8.4	11.6	1.0	10.7	36.0	1.2	8.0	9.2	1.0	12.8	81.3	1.6
37. 計量器, 測定器, 測量機械, 医療機械, 理化学機械, 時計製造業	8.9	9.3	0.3	13.8	35.3	1.4	7.7	10.6	1.5	15.1	84.6	1.4
38. 武器製造業	—	—	—	11.7	100.0	1.0	1.8	1.9	0.2	—	—	—
39. その他の製造業	5.9	8.1	0.9	13.3	45.5	1.2	3.9	4.5	0.6	28.4	65.7	1.0
G 卸 売 業, 小 売 業	6.4	9.3	0.6	2.3	31.4	1.2	5.1	6.1	0.4	69.1	90.3	1.3
H 金融及び保険業	4.1	5.0	0.3	9.4	38.0	1.6	8.5	6.5	0.5	15.2	55.6	1.5
I 不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
J 運輸, 郵便業	7.5	10.8	3.3	47.8	47.1	1.5	7.1	11.1	5.3	40.8	65.3	1.8
K 電気, ガス, 水道業	7.9	14.0	3.6	48.0	65.0	1.5	6.0	9.0	3.9	60.9	72.2	1.7
L サ ー ビ ス 業	3.4	4.6	0.2	2.8	32.2	1.4	4.9	6.2	0.2	2.0	75.0	1.4

第12表 定 年 制

規 模 区 産 業 分 類	数								30人~	
	規 定 方 法				規 定 方 法				規 定 方 法	
	定年制度 のある事業 場の割合	小 計	労使協 定による もの	労使協 定によ らない もの	定年制度 のない事業 場の割合	小 計	不明	定年制度 のある事業 場の割合	小 計	不明
総 計	60.3	100.0	41.7	58.3	38.3	1.4	50.3	100.0		
D 鉱 業	74.7	100.0	74.3	25.7	23.3	2.0	68.6	100.0		
E 建 設 業	41.1	100.0	39.2	60.8	57.6	1.3	38.5	100.0		
F 製 造 業 (計)	53.4	100.0	50.3	49.7	45.7	0.9	38.5	100.0		
18. 食 料 品 製 造 業	65.5	100.0	34.9	65.1	34.5	—	54.4	100.0		
19. たばこ製造業	—	—	—	—	—	—	—	—		
20. 繊維工業 (衣服、その他の繊維製品を除く)	48.3	100.0	59.3	40.7	50.4	1.3	29.3	100.0		
21. 衣服その他の繊維製品製造業	22.5	100.0	28.6	71.4	75.3	2.2	20.5	100.0		
22. 木材、木製品製造業 (家具を除く)	50.7	100.0	23.0	77.0	47.7	1.6	48.2	100.0		
23. 家具、設備品製造業	23.3	100.0	17.5	82.5	76.7	—	13.0	100.0		
24. パルプ、紙、紙加工品製造業	54.0	100.0	37.6	62.4	44.9	1.1	32.0	100.0		
25. 出版、印刷、同関連産業	52.1	100.0	32.2	67.8	46.6	1.3	41.0	100.0		
26. 化学工業	78.4	100.0	40.6	59.4	21.1	0.6	64.6	100.0		
27. 石油製品、石炭製品製造業	49.3	100.0	8.3	91.7	50.7	—	40.0	100.0		
28. ゴム製品製造業	75.2	100.0	65.9	34.1	24.8	—	60.0	100.0		
29. 皮革、同製品製造業	12.7	100.0	42.9	57.1	87.3	—	—	100.0		
30. 窯業、土石製品製造業	59.4	100.0	50.2	49.8	40.6	—	44.7	100.0		
31. 鉄 鋼 業	54.4	100.0	43.6	56.4	45.6	—	34.2	100.0		
32. 非鉄金属製造業	77.0	100.0	45.8	54.2	23.0	—	64.7	100.0		
33. 金属製品製造業	49.0	100.0	81.0	69.0	48.3	2.7	38.9	100.0		
34. 機械器具製造業 (電気機械器具を除く)	62.5	100.0	50.3	49.7	47.2	0.3	34.7	100.0		
35. 電気機械器具製造業	58.1	100.0	25.5	74.5	41.7	2.0	44.0	100.0		
36. 輸送用機械器具製造業	53.0	100.0	44.4	55.6	47.0	—	34.7	100.0		
37. 計量器、測定器、測器機械、医療機 械、理化学機械、時計製造業	45.0	100.0	36.5	63.5	52.0	3.0	30.4	100.0		
38. 武器製造業	33.3	100.0	100.0	—	66.7	—	—	—		
39. その他の製造業	46.1	100.0	34.5	65.5	52.0	1.9	38.3	100.0		
G 卸 売 業、小 売 業	52.4	100.0	27.7	72.3	45.3	1.3	45.7	100.0		
H 金 融 及 び 保 険 業	89.2	100.0	25.4	74.6	8.6	2.2	88.6	100.0		
I 不 動 産 業	69.2	100.0	22.2	77.8	30.8	—	60.0	100.0		
J 運 輸 通 信 業	81.3	100.0	52.9	47.1	15.1	3.1	76.3	100.0		
K 電 気、ガ ス、水 道 業	100.0	100.0	86.0	14.0	—	—	100.0	100.0		
L サ ー ビ ス 業	52.8	100.0	60.3	39.7	43.4	3.8	52.9	100.0		

度 の 有 無

~99人				100人~499人				500人以上			
定 方 法		定 年 制 度		定 方 法		定 年 制 度		定 方 法		定 年 制 度	
労使協 定による もの	労使協 定によ らない もの	割合	不明	労使協 定による もの	労使協 定によ らない もの	割合	不明	労使協 定による もの	労使協 定によ らない もの	割合	不明
32.8	67.2	48.2	1.5	79.3	100.0	50.3	49.7	19.2	1.5	96.5	100.0
29.2	70.8	28.6	2.8	73.8	100.0	82.2	17.8	24.6	1.6	95.7	100.0
25.7	74.3	61.5	—	47.3	100.0	50.0	50.0	47.3	5.4	80.0	100.0
24.2	75.8	60.5	1.0	78.6	100.0	51.8	48.2	—	—	97.3	100.0
32.4	67.6	45.6	—	86.6	100.0	32.8	67.2	13.4	—	91.7	100.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27.3	72.7	69.3	1.4	68.0	100.0	59.1	40.9	30.4	1.6	98.2	100.0
32.5	67.5	76.9	2.6	30.8	100.0	50.0	50.0	69.2	—	100.0	100.0
19.2	80.8	50.0	1.8	71.4	100.0	40.0	60.0	28.6	—	33.3	100.0
—	100.0	87.0	—	63.6	100.0	28.6	71.4	36.4	—	100.0	100.0
12.0	88.0	68.0	—	80.6	100.0	40.0	60.0	16.1	3.3	100.0	100.0
24.0	76.0	57.4	1.6	90.0	100.0	40.7	59.3	100.0	—	100.0	100.0
18.8	81.2	36.0	—	95.3	100.0	54.1	45.9	3.1	1.6	100.0	100.0
—	100.0	60.0	—	100.0	100.0	—	100.0	—	—	75.0	100.0
50.0	50.0	40.0	—	87.5	100.0	78.6	21.4	12.5	—	100.0	100.0
—	—	100.0	—	100.0	100.0	100.0	—	—	—	100.0	100.0
23.8	76.2	35.3	—	80.4	100.0	73.3	26.7	19.6	—	100.0	100.0
28.6	71.4	65.8	—	86.8	100.0	60.0	50.0	13.5	—	100.0	100.0
9.1	90.9	35.3	—	94.2	100.0	81.3	18.7	5.8	—	100.0	100.0
28.6	71.4	57.4	3.7	77.8	100.0	32.1	67.9	22.2	—	100.0	100.0
15.2	84.8	65.3	—	86.6	100.0	81.7	18.3	12.2	1.2	100.0	100.0
18.6	81.4	56.0	—	75.5	100.0	25.0	75.0	24.5	—	95.0	100.0
64.3	35.7	65.3	—	75.5	100.0	21.6	78.4	24.5	—	95.9	100.0
—	100.0	65.2	4.4	70.6	100.0	75.0	25.0	29.4	—	100.0	100.0
—	—	100.0	—	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
33.3	66.7	83.9	2.8	72.7	100.0	33.3	66.7	27.3	—	66.7	100.0
32.8	67.2	53.1	1.2	77.6	100.0	13.3	86.7	20.7	1.7	100.0	100.0
28.2	71.8	9.4	2.3	92.6	100.0	33.9	66.1	6.0	1.5	100.0	100.0
38.3	61.7	40.0	—	100.0	100.0	—	100.0	—	—	—	—
51.6	48.4	20.7	3.0	90.6	100.0	82.6	17.4	5.6	3.6	74.0	100.0
91.3	8.7	—	—	100.0	100.0	80.4	19.6	—	—	100.0	100.0
59.6	40.4	42.9	4.2	52.4	100.0	63.6	36.4	45.2	2.4	52.1	100.0

第13表 停 年 制

産業分類	規 模 区 分	総 計						労 使 協 定		
		計						一 律		
		一 律	男 女 別	職 能 別	階 層 別	そ の 他	不 明	一 律	男 女 別	職 能 別
総 計		74.5	16.6	6.6	1.7	1.0	0.3	74.3	14.9	8.8
D 鉱 業		73.1	9.8	17.1	—	—	—	71.9	7.6	20.6
E 建 設 業		83.1	9.1	3.4	4.4	0.3	—	86.7	3.1	3.1
F 製 造 業 (計)		72.2	22.9	3.1	1.5	0.7	0.1	72.3	22.6	3.0
18. 食 料 品 製 造 業		57.0	35.1	7.1	0.7	1.5	—	53.8	43.0	3.7
19. た ば こ 製 造 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
20. 織 織 工 業 (衣服, その他の繊維製品を除く)		65.5	29.4	2.6	2.1	1.9	—	73.1	23.0	2.1
21. 衣服, その他の繊維製品製造業		80.6	19.4	—	—	—	—	100.0	—	—
22. 木 材, 木 製 品 製 造 業 (家具を除く)		71.1	22.5	6.4	—	—	—	72.0	14.0	14.0
23. 家 具, 装 飾 品 製 造 業		70.0	22.5	7.3	—	—	—	100.0	—	—
24. パルプ, 紙, 紙加工品製造業		80.2	17.0	—	0.7	—	2.1	81.1	17.0	—
25. 出 版, 印 刷, 同 関 連 産 業		86.1	9.8	4.1	—	—	—	75.9	11.4	12.7
26. 化 学 工 業		78.2	15.4	3.5	1.9	0.7	—	75.6	16.9	5.6
27. 石油製品, 石炭製品製造業		83.3	16.7	—	—	—	—	100.0	—	—
28. ゴム製品製造業		56.0	40.7	—	3.3	—	—	55.0	40.0	—
29. 皮革, 同製品製造業		100.0	—	—	—	—	—	100.0	—	—
30. 窯業, 土石製品製造業		74.0	14.8	3.2	8.0	—	—	76.3	12.2	2.2
31. 鉄 鋼 業		73.0	26.1	0.9	—	—	—	70.6	28.3	1.1
32. 非鉄金属製造業		72.5	22.9	4.6	—	—	—	66.7	33.3	—
33. 金 属 製 品 製 造 業		69.5	26.3	2.8	1.4	—	—	69.7	21.2	4.5
34. 機 械 製 造 業 (電気機械器具を除く)		77.2	17.0	4.0	1.3	1.3	0.2	74.2	20.9	2.7
35. 電 気 機 械 器 具 製 造 業		77.5	22.4	—	2.1	—	—	64.9	35.1	—
36. 輸送用機械器具製造業		86.5	12.3	1.2	—	—	—	87.0	13.0	—
37. 計量器, 測定器, 測程機械, 医療機 械, 理化学機械, 時計製造業		62.6	37.4	—	—	—	—	80.0	20.0	—
38. 武 器 製 造 業		—	100.0	—	—	—	—	—	100.0	—
39. そ の 他 の 製 造 業		64.9	30.4	2.0	—	2.0	0.7	68.6	23.5	6.9
G 卸 売 業, 小 売 業		66.1	26.6	4.3	1.6	3.0	1.2	67.4	27.3	4.7
H 金 融 及 び 保 険 業		90.9	3.5	3.5	1.3	1.3	—	90.4	3.2	3.2
I 不 動 産 業		100.0	—	—	—	—	—	100.0	—	—
J 通 信 業		67.2	7.8	22.1	1.6	0.9	0.7	63.3	5.4	29.2
K 電 気, ガ ス, 水 道 業		99.7	0.6	—	—	—	—	99.7	0.3	—
L サ ー ビ ス 業		75.3	11.3	7.2	6.2	—	—	83.0	10.2	3.4

[illegible]

第14表 退職一時

産業分類	規 模 区 分	総 数							30人～	
		規 定 方 法							規 定	
		退職一時 金制度の ある事業 場の割合	小 計	労使協 定による もの	労使協 定による もの	退職一時 金制度の ない事業 場の割合	不 明	退職一時 金制度の ある事業 場の割合	小 計	%
総 計		73.7	100.0	31.4	68.6	24.4	1.9	67.4	100.0	
D 鉱 業		76.9	100.0	38.1	41.9	18.8	4.3	62.9	100.0	
E 建 設 業		58.2	100.0	15.2	84.8	39.6	2.2	58.1	100.0	
F 製 造 業 (計)		67.8	100.0	27.8	72.2	30.8	1.4	57.6	100.0	
18. 食 料 品 製 造 業		83.6	100.0	17.5	82.5	14.0	2.4	80.9	100.0	
19. た ば こ 製 造 業		—	—	—	—	—	—	—	—	
20. 織 維 工 業 (衣服、その他の繊維製品を除く)		61.0	100.0	29.8	70.2	37.5	1.5	44.7	100.0	
21. 衣服、その他の繊維製品製造業		53.0	100.0	5.5	94.5	43.6	3.4	48.7	100.0	
22. 木 材、木 製 品 (家具を除く)		69.9	100.0	19.0	81.0	27.6	2.5	70.3	100.0	
23. 家 具、装 飾 品		83.1	100.0	6.9	93.1	64.5	1.8	26.1	100.0	
24. パ ル プ、紙、紙 加 工 品		97.0	100.0	14.4	85.6	21.8	1.2	64.0	100.0	
25. 出 版、印 刷、図 画 連 産 業		67.4	100.0	22.7	77.3	31.3	1.3	59.0	100.0	
26. 化 学 工 業		90.6	100.0	34.1	65.9	8.3	1.1	88.0	100.0	
27. 石 油 製 品、石 炭 製 品 製 造 業		75.3	100.0	5.5	94.5	24.7	—	70.0	100.0	
28. ゴ ム 製 品 製 造 業		75.2	100.0	52.5	47.5	24.8	—	50.0	100.0	
29. 皮 革、同 製 品 製 造 業		23.6	100.0	76.9	23.1	76.4	—	12.5	100.0	
30. 窯 業、土 石 製 品 製 造 業		68.3	100.0	46.1	53.9	35.4	1.3	51.1	100.0	
31. 鉄 鋼 業		71.4	100.0	24.5	75.5	28.4	—	56.1	100.0	
32. 非 鉄 金 属 製 造 業		89.4	100.0	32.2	67.8	10.6	—	88.2	100.0	
33. 金 属 製 品 製 造 業		62.1	100.0	14.4	85.6	35.2	2.7	55.6	100.0	
34. 機 械 製 造 業 (電気機械器具を除く)		64.2	100.0	40.6	59.4	35.0	0.8	51.6	100.0	
35. 電 気 機 械 器 具 製 造 業		71.4	100.0	17.7	82.3	23.6	2.0	64.0	100.0	
36. 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		65.4	100.0	42.5	57.5	34.6	—	59.2	100.0	
37. 計 量 器、測 定 器、測 量 機 械、医 療 機 械、 理 化 学 機 械、時 計 製 造 業		62.4	100.0	31.7	68.3	31.7	5.9	47.8	100.0	
38. 武 器 製 造 業		100.0	100.0	33.3	66.7	—	—	100.0	100.0	
39. そ の 他 の 製 造 業		60.4	100.0	27.8	72.2	39.6	—	47.2	100.0	
G 卸 売 業、小 売 業		73.4	100.0	10.7	89.3	25.4	1.2	69.7	100.0	
H 金 融 及 び 保 険 業		92.7	100.0	29.3	70.7	4.5	2.8	93.0	100.0	
I 不 動 産 業		84.6	100.0	28.6	71.4	15.4	—	80.0	100.0	
J 運 輸、通 信 業		86.1	100.0	47.0	53.0	10.4	3.8	83.2	100.0	
K 電 気、ガ ス、水 道 業		98.0	100.0	83.6	16.4	2.0	—	100.0	100.0	
L サ ー ビ ス 業		88.1	100.0	54.4	45.6	9.2	2.7	86.7	100.0	

金 制 度 の 有 無

99人					100人～499人					500人以上				
方 法					方 法					方 法				
労使協 定による もの	労使協 定による もの	退職一時 金制度の ない事業 場の割合	不 明	退職一時 金制度の ある事業 場の割合	労使協 定による もの	労使協 定による もの	退職一時 金制度の ない事業 場の割合	不 明	退職一時 金制度の ある事業 場の割合	労使協 定による もの	労使協 定による もの	退職一時 金制度の ない事業 場の割合	不 明	退職一時 金制度の ある事業 場の割合
22.2	77.8	31.0	1.6	85.9	100.0	45.1	54.9	11.5	2.6	96.6	100.0	55.0	45.0	1.8
36.4	63.6	31.4	5.7	86.9	100.0	77.4	22.6	9.8	3.3	92.9	100.0	55.4	44.6	4.8
13.0	87.0	40.9	1.0	58.2	100.0	18.8	81.2	36.4	5.4	70.0	100.0	71.4	28.6	20.0
14.3	85.7	41.1	1.8	84.9	100.0	41.9	58.1	13.3	1.8	97.7	100.0	58.3	41.7	1.2
14.6	85.4	16.2	2.9	88.1	100.0	22.0	78.0	10.4	1.5	100.0	100.0	33.3	66.7	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13.4	86.6	55.3	—	79.4	100.0	37.0	63.0	17.0	3.6	96.4	100.0	60.2	39.8	1.8
—	100.0	48.7	2.6	76.9	100.0	20.0	80.0	15.4	7.7	100.0	100.0	—	100.0	—
15.8	84.2	27.8	1.9	64.3	100.0	44.4	55.6	28.6	7.1	100.0	100.0	33.3	66.7	—
—	100.0	73.9	—	63.6	100.0	14.3	85.7	27.3	9.1	100.0	100.0	100.0	—	—
—	100.0	36.0	—	93.6	100.0	13.8	86.2	3.2	3.2	100.0	100.0	94.4	5.6	—
16.7	83.3	39.3	1.7	96.7	100.0	31.0	69.0	3.3	—	100.0	100.0	64.3	35.7	—
11.4	88.6	12.0	—	92.2	100.0	59.3	40.7	4.7	3.1	100.0	100.0	65.3	34.7	—
—	100.0	30.0	—	100.0	100.0	—	100.0	—	—	100.0	100.0	75.0	25.0	—
20.0	80.0	50.0	—	100.0	100.0	75.0	25.0	—	—	100.0	100.0	46.2	53.8	—
100.0	—	87.5	—	100.0	100.0	50.0	50.0	—	—	100.0	100.0	100.0	—	—
25.0	75.0	46.6	2.1	80.4	100.0	68.9	31.1	19.6	—	100.0	100.0	43.7	56.3	—
4.3	95.7	43.9	—	97.3	100.0	41.7	58.3	2.7	—	100.0	100.0	54.8	45.2	—
—	100.0	11.8	—	88.2	100.0	73.0	27.0	11.2	—	100.0	100.0	94.1	5.9	—
10.0	90.0	40.7	3.7	80.6	100.0	20.7	79.3	19.3	—	100.0	100.0	100.0	—	—
8.2	91.8	47.4	1.0	89.0	100.0	82.2	17.8	11.0	—	94.4	100.0	52.9	47.1	2.8
9.4	90.6	34.0	2.0	88.7	100.0	19.1	80.9	9.4	1.9	97.6	100.0	58.8	41.2	2.6
65.8	34.2	40.8	—	47.3	100.0	3.0	97.0	32.7	—	97.9	100.0	40.4	59.6	2.1
—	100.0	40.5	8.7	94.1	100.0	68.8	31.2	5.9	—	92.3	100.0	58.3	41.7	7.7
—	100.0	—	—	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—
17.7	82.3	52.8	—	87.9	100.0	37.9	62.1	12.1	—	83.3	100.0	60.0	40.0	16.7
10.2	89.8	29.5	0.8	87.1	100.0	10.0	90.0	9.6	3.4	100.0	100.0	29.0	71.0	—
20.8	79.2	4.7	2.3	91.0	100.0	72.1	27.9	4.5	4.5	95.8	100.0	43.5	56.5	1.2
59.0	41.0	20.0	—	100.0	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—
10.3	89.7	13.9	2.9	90.4	100.0	58.3	41.7	4.7	4.7	94.1	100.0	46.8	53.2	8.9
98.7	1.3	—	—	95.7	100.0	72.8	27.2	4.3	—	100.0	100.0	70.6	29.4	—
60.0	40.0	11.4	2.9	98.2	100.0	40.0	60.0	2.4	2.4	100.0	100.0	14.3	85.7	—

第15表 退 職 一 時

産業分類	区 分	規 模	計							労 使 協 定		
			計							労 使 協 定		
			a	b	c	d	e	不 明		a	b	c
総 計			76.7	22.4	4.2	0.6	4.4	0.6		69.8	30.8	6.2
D 鉱 業			41.0	56.2	15.2	0.1	1.4	1.8		39.1	61.4	17.9
E 建 設 業			90.6	8.7	2.1	—	2.8	—		98.5	1.5	—
F 製 造 業(計)			75.7	23.5	4.0	1.0	4.4	1.7		65.7	34.9	6.6
18. 食 料 品 製 造 業			81.9	17.0	4.0	—	7.1	1.1		76.9	19.8	7.7
19. た ば こ 製 造 業			—	—	—	—	—	—		—	—	—
20. 織 維 工 業 (衣服, その他の繊維製品を除く)			63.0	36.2	3.1	3.5	6.0	—		49.7	54.5	4.8
21. 衣服, その他の繊維製品製造業			77.5	18.5	6.2	—	6.2	4.1		75.0	—	37.5
22. 木 材, 木 製 品 製 造 業 (家具を除く)			89.1	10.9	2.3	0.4	—	—		93.9	4.1	—
23. 家 具, 装 備 品 製 造 業			89.6	10.3	5.2	—	10.3	—		100.0	—	—
24. パルプ, 紙, 紙加工品製造業			82.6	17.9	5.5	0.5	9.5	—		41.4	62.1	32.9
25. 出版, 印刷, 同関連産業			78.8	25.2	8.8	—	3.8	2.8		68.1	31.9	15.3
26. 花 学 工 業			72.4	27.6	3.9	—	4.5	—		61.7	38.3	7.8
27. 石油製品, 石炭製品製造業			92.7	5.5	—	—	—	1.7		66.7	—	—
28. ゴム製品製造業			57.1	39.6	4.4	—	9.9	3.3		52.1	47.9	6.3
29. 皮革, 同製品製造業			92.3	7.7	—	—	—	—		90.0	10.0	—
30. 窯業, 土石製品製造業			65.1	35.3	7.8	—	—	—		56.6	4.34	14.0
31. 鉄 鋼 業			80.9	20.2	3.3	0.4	1.5	—		72.1	27.9	4.4
32. 非鉄金属製造業			61.8	38.2	7.9	—	5.9	—		32.7	67.3	6.1
33. 金属製品製造業			85.2	14.8	2.2	2.2	3.3	—		74.4	25.6	—
34. 機 械 製 造 業 (電気機械器具を除く)			76.8	20.7	3.7	—	2.9	—		71.6	28.4	4.1
35. 電気機械器具製造業			78.5	20.7	4.0	—	6.2	0.8		72.7	27.3	4.5
36. 輸送用機械器具製造業			86.6	18.4	1.6	—	3.1	—		86.0	14.0	1.8
37. 計量器, 測定器, 測位機械, 医療機械, 理化学機械, 時計製造業			65.7	14.3	3.2	—	—	—		70.0	30.0	10.0
38. 武 器 製 造 業			100.0	—	—	—	—	—		100.0	—	—
39. そ の 他 の 製 造 業			80.4	19.6	1.5	6.2	4.1	—		79.6	20.4	—
G 卸 売 業, 小 売 業			84.0	15.1	4.1	0.2	8.0	0.9		54.7	45.3	20.0
H 金 融 及 び 保 険 業			62.0	84.9	8.1	0.6	5.6	0.5		61.2	98.8	9.4
I 不 動 産 業			90.9	9.1	—	—	—	—		100.0	—	—
J 運 輸 通 信 業			84.6	14.5	1.3	0.2	3.0	0.6		82.0	17.6	0.4
K 電 気 ガ ス 水 道 業			85.4	16.6	—	—	—	—		84.6	20.4	—
L サ ー ビ ス 業			87.5	12.5	3.1	—	2.5	—		84.9	15.1	4.5

計 a ……女子の結婚退職の場合、退職一時金の支給率に異なる取扱をしない事業場の割合
 b ……女子の結婚退職の場合、退職一時金の支給率に異なる取扱をする事業場の割合
 c ……妊娠又は出産による退職の場合、退職一時金の支給に異なる取扱をする事業場の割合

金 制 度 の 内 容

男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子															男															女子														
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

昭和33年女子保護実施状況調査票

労働省婦人少年局

一 調査の趣旨

この調査は、常時30人以上の労働者を使用する全国の労働基準法適用事業場における女子労働者の保護の実情並びにそれらの事業場（官公営事業を除く。）における女子労働者の停年及び退職金等の制度の実情を明らかにするために行うもので、個々の調査票を労働法規違反の摘発、課税等統計以外の目的に使用することは絶対ありませんから事実をありのままに記入して下さい。

二 調査の対象

この調査は、常時30人以上の労働者を使用する事業場について行いますが、女子労働者が一人でもいる事業場は勿論、男子労働者のみの事業場もこの調査の対象になります。但し、昭和33年12月31日現在で、労働者が30人未満の事業場においては〔二 労働者の推移〕までについて記入し、〔三 女子保護実施状況〕以下の調査項目については記入する必要はありません。また、男子労働者のみの事業場においては〔三 女子保護実施状況〕については記入する必要はありません。

この調査のうち〔四 停年及び退職金等の制度〕については、公共企業体等の国営事業場、地方公共団体の事務所及び地方公共団体の経営する事業場を除く民営（公団、公庫等政府の財政投資による特殊法人等を含む。）の事業場のみに記入して下さい。なお「停年及び退職金等の制度」は、昭和33年12月31日現在有効である限り文書の形式（労働協約、就業規則、退職金規程等）であると、事実上、慣行として行われているものであるとを問いません。

一 事業場

(1) 規模別	(2) 産業分類番号	(3) 整理番号	記入者の職名及び氏名
大 中			

事業場の名称	都道府県	市	区	町	村	番地
(4) 事業の内容						

二 労働者数の推移

区分	労働者総数	男子労働者数	女子労働者数	(1) 女子労働者のうち有休者数	(2) 女子労働者のうち年間退職者数
調査時期					
昭和33.1.1現在					
昭和33.12.31現在					

三 女子保護実施状況

1. 産前休暇

区分	産前休暇者数	産前休暇日数	(4) 産前休暇の総延日数（不明の者の休暇日数を除く）
(1) 初・経産別		(2) 6週間以内（42日以内）の者 (3) 6週間をこえる（43日以上）の者	
計			
初産			
経産			

2. 産後休暇

区分	産後休暇者数	産後休暇日数	(2) 産後休暇の総延日数（不明の者の休暇日数を除く）
初・経産別		(1) 5週間～6週間（35日～42日）の者 (3) 6週間をこえる（43日以上）の者	
計			
初産			
経産			

3. 生・死産別件数

生・死産別	計	出生	(1) 死産
初・経産別			
計			
初産			
経産			

4. 妊娠又は分娩による退職者数

区分	妊娠又は分娩による退職者数	(1) 産前退職者数	(2) 産後退職者数
初・経産別		産前休暇中の退職者数	産後休暇中の退職者数
計			
初産			
経産			

5. 産前における経易業務転換者数

区分 初・経産別	1) 昭和33年中に出産した者のうち経易業務に転換した者	転換した時期		2) 転換の事例
		産前6週間より前(43産前6週間以後(42日以前)に転換した者	産前6週間以後(42日以後)に転換した者	
計	人	人	人	
初産	人	人	人	
経産	人	人	人	

6. 育児時間

区分 初・経産別	1) 昭和33年中に出産した者のうち育児時間を請求した実人員	休憩時間の外に与えられた育児時間	
		1日2回各30分の者	2) 1日2回各30分をこえる者
計	人	人	人
初産	人	人	人
経産	人	人	人

7. 生理休暇

1) 生理休暇を請求した実人員	2) 生理休暇を請求した者の総延請求回数	3) 生理休暇をとった者の総延日数
人	回	日

四 停年及び退職金等の制度

1. 停年制度

(1) 停年に関する制度の有無 ☐あり ☐なし

(2) 停年に関する制度のある場合、それは

◇労使間の協定に基づく。その形式は

◇労働協約 ◇就業規則 ◇その他〔 〕

◇労使間の協定に基かない。その形式は

◇就業規則 ◇その他〔 〕

(3) 停年に関する制度のある場合、その内容は

◇一律停年制 ()才

◇男女別停年制 男〔 〕才、女〔 〕才

◇勤続別停年制 ()

◇勤続別停年制 ()

◇その他 ()

2. 退職一時金制度

(1) 退職一時金に関する制度の有無 ☐あり ☐なし

(2) 退職一時金に関する制度の場合、それは

◇労使間の協定に基づく。その形式は

◇労働協約 ◇就業規則

◇退職金規程 ◇その他〔 〕

(3) 労使間の協定に基かない。その形式は

◇就業規則 ◇退職金規程 ◇その他〔 〕

(4) 退職一時金に関する制度のある場合、その内容は

◇女子の結婚による退職は、自己都合による退職として取扱い、退職一時金支給率に特に異なる取扱いはない。

◇女子の結婚による退職は、一般と異なる支給率で退職金を支給する。

その支給率は、会社都合による退職金を100%とした場合勤続年数別に次の割合とする。

退職理由別退職一時金支給率

勤続年数	退職理由		
	会社都合 ⁽⁶⁾	自己都合 ⁽⁷⁾	女子の結婚 ⁽⁸⁾
1年	100%	%	%
3年	100%	%	%
5年	100%	%	%
10年	100%	%	%
15年	100%	%	%
20年	100%	%	%

◇女子が妊娠又は出産を理由に退職する場合、退職一時金の支給に一般と異なる取扱いを定めている。

その内容は

◇勤続年数、学歴等の条件が同一であっても男女の別により退職一時金の支給率が異なる。

その内容は

記入心得

一 事業場

(1) この調査の「規模」は、この調査で指定した事業場を働き場所としている労働者数によつて区分します。即ち、たとえ同じ名称で呼ばれていても離れた場所にある分工場や出張所は除外され、従つて同一企業であつても本社・支店・工場等は、それぞれ別箇の事業場となります。

この調査で「労働者」とは、労働基準法上の労働者であつて、職員・工員等の別なく常用労働者をいい、常用労働者である限り病欠等による長期欠勤者、休職者等をも含みます。1ヶ月において90日以内の期間を定めて雇用される者及び日々雇用される者は除かれますが、これらの者でも前2ヶ月の各月において18日以上又は前6ヶ月においても通算して60日以上雇用された者は常用労働者としてこの調査の対象になります。

「規模記号」は、昭和33年12月31日現在の労働者数（男子及び女子の合計）が、500人以上の場合はA、100人～499人の場合はB、33人～99人の場合はCと記入して下さい。

(2)及び(3)「産業分類番号」及び「整理番号」は事業場で記入する必要はありません。

(4)「事業の内容」は、鉱業、製造業等では主要生産品目を、卸売業、小売業では主要取扱品目を記入する等、事業の内容を具体的に記入して下さい。

二 労働者数の推移

ここでいう「労働者」は、記入心得 一、(1)にいう労働者です。

(1)「女子労働者のうち有失者数」は、それぞれの調査期現在で婚姻（事実上の婚姻を含む）してゐる女子労働者数を記入して下さい。

(2)「女子労働者のうち年間退職者数」昭和33年1月1日から同年12月31日までに退職（同一企業内の他の事業場へ転勤は含まない。）した女子労働者数を記入して下さい。この場合、昭和33年1月1

日以降に雇用され、同年12月31日までに退職した女子労働者も含まれます。

三 女子保護実施状況

1. 産前休暇

この調査項目には、昭和33年1月1日から同年12月31日までに出産した労働者の産前休暇について記入して下さい。

(1)「初・経産別」は、初産か2度目以上の出産であるかにより分けて記入して下さい。初めて妊娠し、4ヶ月（1ヶ月は28日として計算する）以降において中絶し又は流産若しくは死産のあつた者は「初産」の方に記入して下さい。

(2)「6週間以内（42日以内）の者」には、出産の前日まで就業していた者を含み、この場合、出産当日は産前休暇に入りますから休暇日数は1日となります。

(3)「休暇日数不明の者」は、産前休暇中退職又は死亡した妊婦及び産前休暇日数が不明である妊婦の合計を記入して下さい。

(4)「産前休暇の総延日数」は、下記の要領で記入して下さい。

(イ)「休暇日数不明の者」欄に記入された妊婦の休暇日数を除いて、産前休暇をとつた妊婦の総延休暇日数を記入して下さい。

(ロ)「休暇日数」は、日曜、祝祭日を含めて暦日にしたがって計算して下さい。

(ハ)昭和33年1月1日以降に出産した者で、昭和32年から産前休暇をとつていた場合その者の休暇日数も含まれます。

2. 産後休暇

この調査項目には、昭和33年1月1日から同年12月31日までに出産した労働者の産後休暇について記入して下さい。

(1)「休暇日数不明の者」は、産後5週間（35日）の休暇をとらないで退職又は死亡した産婦数及び産後休暇日数が不明である産婦数の合計を記

入して下さい。

(2)「産後休暇の総延日数」は、下記の要領で記入して下さい。

(イ)「休暇日数不明の者」欄に記入された産婦の休暇日数を除いて産後休暇をとつた産婦の総延休暇日数を記入して下さい。

(ロ)昭和33年12月31日以前に出産した者が、引続き昭和34年にわたつて産後休暇をとつた場合、その者の休暇日数も含まれます。

3. 生・死産別件数

この調査項目には、昭和33年1月1日から同年12月31日までに出産した者について出産と死産とに分けて記入して下さい。この場合、出産前に退職した者は含まれません。

(1)「死産」には、妊娠4ヶ月（1ヶ月28日として計算する）以上の流産、妊娠中絶又は早産による死産も含まれます。

4. 妊娠又は分娩による退職者数

(1)「産前退職者数」は、昭和33年1月1日から同年12月31日までに退職予定の者が出産前に退職した場合、これに該当します。従つて昭和33年1月1日以降に出産の予定であつた者が、昭和32年中に退職した場合はその者も含まれます。

(2)「産後退職者数」は、昭和33年1月1日から同年12月31日までに出産した者（出産時までに退職した者は産前退職者に入る。）が産後退職した場合これに該当します。従つて昭和33年中に出産し、昭和34年1月1日以降に分娩により退職した場合はその者も含まれます。

5. 産前における軽易業務転換者数

労働基準法第65条の規定により妊娠中の女子は、他の軽易な業務に転換できることになっていますが、この調査項目には、昭和33年1月1日から同年12月31日までに出産した者で、軽易な業務に転換させた者があれば記入して下さい。

(1)「昭和33年中に出産した者のうち軽易業務に転換した者」には、昭和33年1月1日以降に出産した者が昭和32年中に軽易業務に転換していた場合その者も含まれます。

(2)「転換の事例」は、軽易業務に転換させた妊婦のいる事業場では転換前の業務と転換後の業務を具体的に記入して下さい。

6. 育児時間

労働基準法第66条の規定により生後満1年に達しない生児を育てる女子は、育児時間を請求できることになっていますが、この調査項目には昭和33年1月1日から同年12月31日までに出産した者が育児時間を請求した者があれば記入して下さい。

(1)「昭和33年中に出産した者のうち育児時間を請求した実人員」は、昭和33年中に出産した者が昭和34年1月1日以降に育児時間を請求した場合その者も含めて記入して下さい。請求人員ですから同一人が何回請求しても1人として計算されます。従つて延人員ではありません。

(2)「1日2回各30分をこえる者」とは、1日1回各45分、1日3回各30分等労働基準法の規定を上回る育児時間を与えられた者です。

7. 生理休暇

(1)「生理休暇を請求した実人員」は、昭和33年1月1日から同年12月31日までに生理休暇を請求した実人員を記入して下さい。請求実人員ですから同一人が1年間に何回請求しても1人として計算されます。従つて延人員ではありません。

(2)「生理休暇を請求した者の総延請求回数」は、(1)の人員が昭和33年中に生理休暇を請求した回数の総延数を記入して下さい。請求回数ですから1回の生理時に生理休暇を何日とつても回数は1回として計算します。

(3)「生理休暇をとつた者の総延日数」は、(1)の人員に対し昭和33年中に与えた生理休暇の日数の総延数を記入して下さい。

四 停年及び退職金等の制度

一般的な注意事項

(1) この調査項目については、民営の事業場のみが記入して下さい。

(2) 記入方法は、調査項目の該当の○の中に√印をつけ、また内容を記入する必要がある場合には、○の中に所定事項を記入して下さい。

1. 停年制度

(1) 停年制のない事業場は「なし」と記入し、(2)停年に関する制度のある場合以下の調査項目には記入する必要はありません。

(2) この調査で「労働協約の協定に基づく」とは、労働協約又は労働協約に基づいて協約を重復して若しくはその委任により就業規則等に停年に関する制度が規定されている場合をいいます。

(3) この調査で「労働協約の協定に基づかない」とは、労働協約等に停年に関する規定がなく、就業規則、内規等に規定されている場合をいいます。

(4) この調査で「一律停年制」とは、全労働者に一律に停年を定めている場合をいいますが、臨時工、外務員等一部の労働者が除かれる場合もこの欄に記入して下さい。なお、停年制の適用を受けない一部の労働者については、(3)備考

にその労働者の職種名を記入して下さい。

- (5) この調査で「男女別停年制」とは、男女の別だけについて停年が異なる場合をいい、職能別又は階級別に停年が異なり、更にその中で男女別により停年が異なる場合は、それぞれ「職能別停年制」又は「階級別停年制」の欄に記入して下さい。

- (6) この調査で「職能別停年制」とは、例えば、生産労働者と事務労働者の如き職能の別により、停年が異なる場合をいい、この場合、その各々の職能と停年を記入して下さい。なお、同一職種について更に男女の停年が異なる場合は、それも併せてこの欄に記入して下さい。

- (7) この調査で「階級別停年制」とは、一般雇員、係長、課長、部長等の労働者の身分により停年が異なる場合をいい、この場合、その各々の職名と停年を記入して下さい。

- (8) 「その他」には、女子は結婚した場合退職する。女子は結婚した場合退職することを条件として採用する。又は女子は出産したときをもって停年とする等の規定があれば、その内容を具体的に記入して下さい。

2. 退職一時金制度

- (1) 退職一時金制度のない事業場は、「なし」と記入し、(2)退職一時金制度のある場合以下の調査項目には記入する必要はありません。但し、退職年金制度をとっている事業場は(3.備考)にその旨を記入して下さい。

- (2) この調査で「労使間の協定に基づく」とは、労働協約又は労働協約に基づいて協定と重複して若しくはその委任をうけて就業規則、退職金規程等に退職一時金に関する制度が規定されている場合をいいます。

- (3) この調査で「労使間の協定に基づかない」とは、労働協約等に退職一時金に関する規定がなく、就業規則、退職金規程、内規等に規定されている場合をいいます。

- (4) この調査項目では、二以上の項目に該当する場合がありますから、その場合、該当する項目のすべてにをつけて下さい。

- (5) 「退職理由別退職一時金支給率」は、会社都合により退職した場合に支給する金額を100%とした場合自己都合及び女子の結婚による退職の場合に支給する金額の割合をそれぞれ勤続年数別に記入して下さい。なお、職能別等によって異なる退職一時金の支給率が定められている場合は、食事業場の女子労働者の過半数に適用される制度にしたがって記入して下さい。

- (6) この調査で「会社都合」とは、停年退職の場合をいいますが、停年制度のない場合は、食事業場の最も代表的な会社都合をいいます。

- (7) この調査で「自己都合」とは、一般的な私事都合による円満退職をいいます。

- (8) この調査で「女子の結婚」とは、女子が結婚によつて退職する場合をいいます。

- (9) 「その他」には、女子の結婚による退職に対し、例えば一般的な自己都合として取扱うが、その他に一定額の祝金を支給する等、退職一時金の支給に何らかの特別の取扱いをする場合、その内容を具体的に記入して下さい。

3. 備考

この欄には、

- (i) 臨時工、外務員等、停年及び退職一時金等に関する制度が適用されない労働者がいる場合にはその労働者の職種名を記入して下さい。

- (ii) 退職年金制度をとっている事業場は、その旨を記入して下さい。

昭和34年9月5日 印刷

昭和34年9月10日 発行

女子保護の概況

—昭和33年—

東京都千代田区大手町1の7

編集・発行 労働省婦人少年局

東京都中央区入船町2の4

印刷人 中和印刷株式会社